

# 天明年間における三井越後屋の伯州木綿仕入活動

下向井 紀彦

はじめに

- 一 京本店の商品仕入における伯州木綿の位置
- 二 伯州木綿仕入の開始
- 三 雲伯買方役の職掌と担当者
- 四 伯州木綿領外移出ルートの掌握―西紙屋の間屋改役就任―
- 五 木綿仕入金の現地調達―鳥取藩為替取組一件―  
おわりに

はじめに

本稿の目的は、近世後期の代表的大都市商業資本である三井越後屋が、どのように商品集荷活動を行ったのかについて明らかにすることである。具体的には、伯州木綿の仕入を事例に、三井越後屋京本店が新規に仕入地を開拓していく

過程、仕入地開拓における買宿と買方役の果たした役割などについて解明したい。

三井越後屋の商品仕入については、すでに『三井事業史』<sup>(1)</sup>や賀川隆行氏の研究成果の中で、仕入機構や営業状況について検討されており、時期ごとの各店舗の仕入額や、京から江戸・大坂への商品下し金額の推移・傾向などが明らかになっている。しかし、京本店や江戸戸店の仕入部門について、商品仕入全体の中での個別商品の比重や市場戦略的位置など、個別商品の仕入に関して詳細に見ていく余地が残っている。

また、本稿で取り扱う買宿とは、三井越後屋のような大都市商業資本からの注文を受けて生産地で集荷業務を行い、送荷を行う現地の商人であり、大都市商業資本に対して従属的な存在とされているものである。三井越後屋における買宿を通じた仕入や三井越後屋との関係についても、『三井事業史』や賀川氏の研究の中で検討が行われている。武居奈緒子氏<sup>(3)</sup>も三井越後屋の上州と伯州の買宿を制度面から分析しており、買宿の買方役に対する監視機能や買宿が経営破綻した際の三井越後屋側からの救済、上州での仕入経験を踏まえた伯州での木綿仕入などの諸点を明らかにしており、本稿もこれらの研究から多くを学んでいる。ただ、買宿については、制度面の分析が中心であり、買宿の具体的な活動を明らかにする必要がある。また、三井越後屋から派遣され集荷業務などを行う買方役についても、これまでほとんど検討されていない。大都市商業資本の商品集荷過程は、直接派遣された買方役と現地の買宿の役割を統一にとらえることによってその特質を明らかにしていかなければならない。

ところで、因伯木綿は近世中期以降、鳥取藩の主要国産品の一つであった<sup>(4)</sup>。三井越後屋の伯州木綿仕入についても『三井事業史』や賀川氏の研究の中で、木綿の仕入数・仕入金・輸送方法の概要、買宿の役割、文政年間の藩の流通統制策による雲州木綿への転換など、三井越後屋の伯州木綿仕入に関する概要が明らかにされている。しかし、三井越後屋京本店の木綿仕入数に対する伯州木綿の割合や、仕入金確保方法の具体像など、明らかにしていることは多い。

また、藩の流通統制策については、山中寿夫<sup>5)</sup>氏が化政期と幕末期の藩権力による伯州木綿の流通統制策を論じ、文政期の流通政策を領内商人に対する直接統制、幕末期の流通政策を上方・城下商人に期待する間接統制と評価している。しかし、木綿の生産量や仕入量、文政期の流通統制における三井越後屋の対応については触れられているものの、因伯木綿の仕入をめぐる三井越後屋と藩との関係についてはほとんど検討されていない。

そこで、本稿では以上述べてきた先行研究の成果と課題を踏まえ、伯州での仕入体制が確立した天明年間を中心に、三井越後屋京本店の商品仕入の基本的な点について述べたうえで、伯州木綿製品の仕入における、京本店から派遣された買方役と委託契約した現地商人＝買宿の役割分担関係について検討し、さらに三井越後屋の集荷活動と鳥取藩との関係について展望したい。

なお、本稿では、三井越後屋全体のことをさす場合、三井越後屋と表記し、特に三井越後屋の京本店にかかわる場合、京本店（三井越後屋京本店）と表記する。

- (1) 『三井事業史』本篇第一巻、一九八〇年。
- (2) 賀川隆行「近世後期の越後屋の経営」、『三井文庫論叢』九、一九七五年)、同「近世後期の京都における越後屋の営業組織」、『三井文庫論叢』一一、一九七七年)、同「近世三井経営史の研究」(吉川弘文館、一九八五年)。
- (3) 武居奈緒子「越後屋における仕入革新と商家の成長―買宿制度を中心として―」、『流通研究』一一―一二、二〇〇八年。
- (4) 鳥取藩では近世初期からの主要産業は米、鉄、紙であり、近世中期以降、木綿・綿・藍・なたね・ろう・たばこなどの商品作物の発達がみられるという(『鳥取県史』第五卷近世文化産業、第四章、「農林水産業の発達」、河手龍海・浜崎洋三執筆担当、一九八二年、四七九頁)。

(5) 山中寿夫「鳥取藩の幕末藩政改革と国産流通統制」(『鳥取大学学芸部研究報告 人文・社会科学』一四、一九六三年)、

同「化政期鳥取藩における木綿の流通統制について」(『鳥取大学学芸部研究報告 人文・社会科学』一六、一九六五年)。

## 一 京本店の商品仕入における伯州木綿の位置

### 1 十八世紀後半以降の京本店商品仕入額

まず、三井越後屋の商品仕入・加工・運送・販売のプロセスについて簡単に整理しておこう。本稿の対象とする十八世紀以降、三井越後屋の呉服部門は「本店一卷」というグループを構成していた。本店一卷は九つの店舗から成り立ち(京都に京本店・上芝店・紅店・勘定場、江戸に江戸本店・江戸向店・芝口店・江戸糸見世、大坂に大坂本店)、京本店がこれら本店一卷を統括していた。三井越後屋では京都に置かれた四店舗で絹織物・麻布・木綿類を仕入れて呉服など衣類に縫製・加工し、京本店扱い分以外の製品は、江戸三店(江戸本店・江戸向店・江戸芝口店)・大坂本店へ下して各店舗で販売するのを基本としていた。また、江戸向店でも関東各地の地方絹や勢州木綿・尾州木綿を仕入・加工・販売を行っていた。そして向店の仕入量は明和年間以降増大を続け、明和年間以降、三井越後屋全体の中で京本店の仕入額の比重は次第に低下していった。その理由として、関東機業の興隆による西陣機業の相対的地位の低下、江戸での西陣織人気の低下などがあげられている<sup>(1)</sup>。

本稿で検討する天明年間から寛政年間も右のような仕入状況にあった。ここでまず、京本店の商品別仕入額についてみる。第1図は、京本店における宝暦十一年(一七六一)から明治三年(一八七〇)までの春季・秋季合計仕入額である。元治元年から慶応三年までのインフレ期と明治初年を除くと、京本店における商品総仕入額は天明八年(一七

八八）の四四九三貫二七七匁一分が最低額、明和四年（一七六七）の一万〇六八七貫一〇七匁二分が最高額であるものの、概ね六〇〇貫目から八〇〇貫目の間を推移している。天明八年の仕入額激減は同年に発生した天明大火による京本店罹災による。

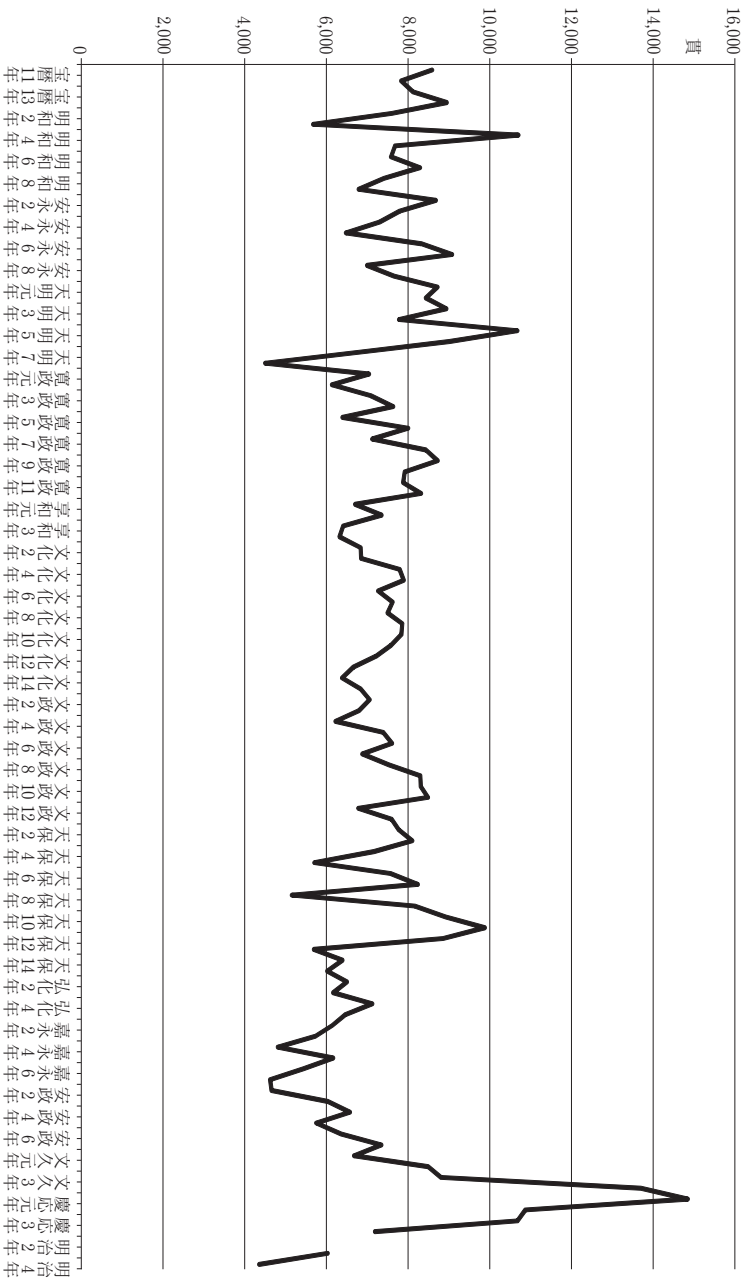
次に京本店取扱品のうち、主要な五品目の仕入額を第2図にまとめてみた。

**絹加賀・丹後国買** これは加賀・丹後等から仕入れている地方絹である。京本店の仕入額全体の内、三割から五割を占める主力商品であった。全体の仕入額同様、天明大火で仕入額が大きく落ち込み、寛政二年（一七九〇）には二四〇〇貫目余りとなっている。

**上之店買** 三井越後屋の仕入・集荷部門である上之店からの仕入額は、絹加賀・丹後国買に次ぎ、全仕入額の一割から二割を占めている。上之店は特に西陣など京都近辺で織り出す絹織物を仕入れ、京本店に送っていた。しかし、京都の天明大火以降、仕入額が漸減している。これは、特に撰糸類の減少が著しく、西陣での撰糸類の生産そのものの後退も背景にある<sup>(2)</sup>。

**今織帯** 今織とは京都の西陣で織り出し、帯地などに用いる金襴、七糸鍛などの高級織物である。仕入額は五〇〇〜一〇〇〇貫目で安定的に推移しており、天明五年（一七八五）、文化七（一八一〇）・同八年には一〇〇〇貫目を越える。天明大火で一時的に仕入額が減るものの、大火以降漸増し、文政年間が仕入の最盛期となっている。町人生活の奢侈化を反映するものであり、他の商品とは違う特徴的な仕入額の動きをみせる商品である。

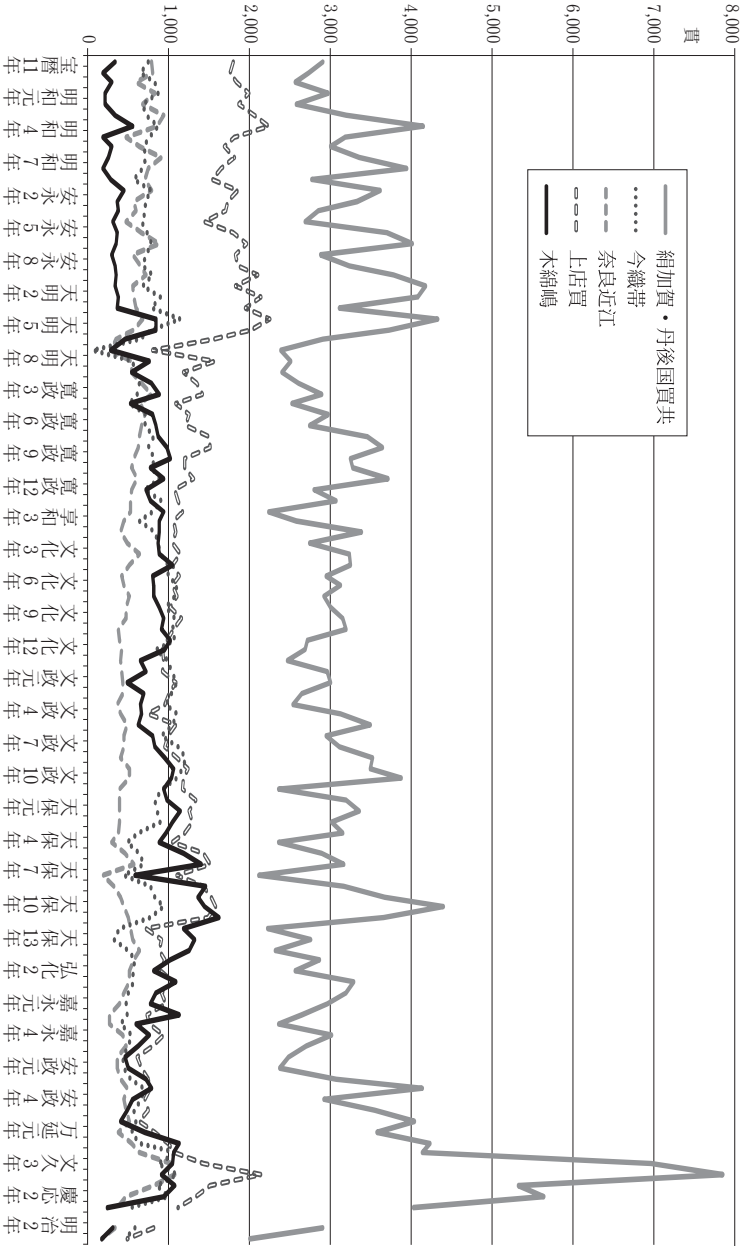
**奈良・近江** 奈良晒・近江晒などの麻布類で、特に奈良晒は高級品であった。仕入額は他の品目に比して高い位置で推移していたものの、天明大火以降の寛政年間になると仕入額が減少していく品目である。奈良晒の生産は享保年間をピークに他所布の台頭や庶民需要に対応した晒生産の転換に遅れた結果、徐々に衰退したとされており、京本店でも需要<sup>(3)</sup>



第1図 京本店の商品仕入額

出所)「京本店目録吟味寄」(三井文庫所蔵史料 本847・848)「店々目録吟味寄」(三井文庫所蔵史料 本851～869)。

天明年間における三井越後屋の伯州木綿仕入活動（下向井）



第2図 京本店主要五品目の仕入額

出所) 「京本店目録吟味寄」(三井文庫所蔵史料 本847・848) 「店々目録吟味寄」(三井文庫所蔵史料 本851～868)。

の低下した製品の仕入額を減らしたものとされる。

**鳴木綿** 鳴木綿（縞木綿）とは縞模様を織り出した綿織物であるが、ここでは京本店が西日本各地域から仕入れている木綿類全般を指す。本稿で取り上げる伯州木綿は染色しない木綿糸で織った白木綿であるが、京本店の商品区分では白木綿という項目がないことから、鳴木綿のなかに含まれていると思われる。もともとは西陣で織られる鳴木綿が仕入の中心であった。天明年間から仕入額が増加し、天明八年の仕入額減少はあるものの翌年にはすぐに戻り、他製品の仕入不振も相まって仕入額上位三位に入る年もあった。また文政年間に落ち込むものの、天保年間が鳴木綿仕入のピークとなっている。こうした仕入額の動きは、本稿で検討していくように、天明期に伯州木綿、寛政年間に雲州木綿の仕入を開始し、その後仕入活動を活発に展開していったことによる。呉服店である三井越後屋において、絹織物の仕入が主要ではありながら、京本店が仕入れる鳴木綿の仕入額の上昇は、京本店が江戸・大坂など巨大大人口の日常衣料・庶民衣料の中心である木綿の供給拠点だったことを端的に表している。

## 2 京本店の鳴木綿仕入に対する伯州・雲州木綿仕入の割合

次に京本店が仕入れる鳴木綿の中で伯州・雲州木綿の占める割合についてみてみよう。「木綿方目録集」<sup>(4)</sup>に寛政七年（二七九五）秋から慶応三年（一八六七）春までの伯州・雲州木綿の仕入額が記載されている（伯州木綿は天明二年より取引を始めるが、天明年間から寛政六年までの記録は無い）。第1表に寛政八年（一七九六）以降の伯州雲州木綿の仕入額合計とそれぞれの仕入額、および京本店全体の仕入額をまとめた。

第1表をみると、寛政七年は伯州木綿一三八貫目余を仕入れ、その後数字が伸び、寛政十年には四六〇貫目余に達している。寛政十年は記録のなかで最も仕入額が大きい。その後二〇〇貫目から四〇〇貫目の間で推移するが、文政二年



第1表 雲伯木綿仕入額と京本店木綿嶋仕入額（単位 貫）

	雲伯木綿合計	内 訳		京本店の木綿嶋仕入額	嶋木綿に雲の割
		伯州木綿	雲州木綿		
寛政7年	138.182	138.182	0	833.684	17%
寛政8年	261.977	261.977	0	856.527	31%
寛政9年	399.755	399.755	0	969.882	41%
寛政10年	460.891	460.891	0	1,017.319	45%
寛政11年	286.219	286.219	0	770.464	37%
寛政12年	383.566	383.566	0	925.100	41%
享和元年	307.488	218.456	89.032	711.279	43%
享和2年	364.793	305.852	58.940	764.568	48%
享和3年	449.533	335.907	113.626	925.338	49%
文化元年	445.007	308.862	136.146	873.069	51%
文化2年	391.102	311.216	79.886	875.990	45%
文化3年	405.753	307.933	97.820	860.754	47%
文化4年	302.693	289.094	13.599	868.494	35%
文化5年	297.975	263.426	34.548	1,044.156	29%
文化6年	360.562	252.881	107.681	797.246	45%
文化7年	446.566	277.595	168.971	808.136	55%
文化8年	402.917	233.316	169.602	810.130	50%
文化9年	371.568	224.505	147.063	870.873	43%
文化10年	499.036	412.873	86.163	925.554	54%
文化11年	402.975	325.462	77.513	902.949	45%
文化12年	376.321	283.518	92.803	1,015.336	37%
文化13年	448.167	363.947	84.220	945.554	47%
文化14年	287.913	216.275	71.638	634.821	45%
文政元年	338.088	261.336	76.752	712.371	47%
文政2年	86.892	0	86.892	471.815	18%
文政3年	87.971	0	87.971	680.776	13%
文政4年	208.886	0	208.886	640.869	33%
文政5年	268.999	0	268.999	655.416	41%
文政6年	250.338	0	250.338	614.371	41%
文政7年	376.407	0	376.407	789.794	48%
文政8年	286.205	0	286.205	822.974	35%
文政9年	408.775	86.298	322.478	943.813	43%
文政10年	540.269	250.738	289.531	1,053.513	51%
文政11年	550.565	286.527	264.039	1,029.561	53%
文政12年	459.608	205.102	254.506	931.799	49%
天保元年	540.747	193.554	347.193	965.452	56%
天保2年	587.119	197.679	389.440	1,138.087	52%
天保3年	442.748	168.925	273.823	1,033.414	43%
天保4年	482.324	281.627	200.697	951.334	51%
天保5年	471.916	241.115	230.801	877.699	54%
天保6年	575.083	283.228	291.855	1,170.422	49%

（二八一九）から文政八年の間は取引が行われていない。これは鳥取藩が木綿の流通統制を開始したため、京本店の買宿を経由した仕入ができなくなったためである。文政六年に鳥取藩の流通統制が廃止された後、仕入を再開して二〇〇貫目から三〇〇貫目の間で推移するものの、嘉永期以降は二〇〇貫目を割り込むようになる。記録に残っている数字全体の平均仕入額は二一九貫目余りである。

雲州木綿は伯州木綿よりも取引開始は遅れる。寛政十二年（一八〇〇）に買宿を置いて仕入を始める。京本店におい

	雲伯木綿 合計	内 訳		京本店の木 綿嶋仕入額	嶋木綿に 対する雲 伯木綿の 割合
		伯 州 木 綿	雲 州 木 綿		
天保7年	676.180	255.463	420.718	1,396.292	48%
天保8年	200.281	19.269	181.012	572.425	35%
天保9年	787.176	336.360	450.817	1,446.685	54%
天保10年	435.185	379.269	55.916	1,357.741	32%
天保11年	672.851	360.093	312.758	1,437.301	47%
天保12年	767.076	392.556	374.520	1,611.074	48%
天保13年	482.959	314.754	168.206	1,169.822	41%
天保14年	742.946	446.140	296.806	1,310.419	57%
弘化元年	172.344	124.020	48.324	1,238.388	14%
弘化2年	518.996	286.016	232.979	1,006.534	52%
弘化3年	525.232	239.107	286.125	812.235	65%
弘化4年	597.757	335.020	262.737	1,078.977	55%
嘉永元年	493.197	313.111	180.086	826.916	60%
嘉永2年	297.325	186.797	110.528	765.948	39%
嘉永3年	483.961	271.389	212.572	1,117.731	43%
嘉永4年	279.763	116.982	162.781	582.743	48%
嘉永5年	470.918	169.562	301.356	744.736	63%
嘉永6年	230.111	162.368	67.744	610.153	38%
安政元年	198.481	62.508	135.972	445.452	45%
安政2年	190.711	93.979	96.732	487.209	39%
安政3年	383.820	114.364	269.456	709.379	54%
安政4年	361.308	147.329	213.979	774.764	47%
安政5年	281.173	149.815	131.358	546.385	51%
安政6年	208.524	96.002	112.522	472.160	44%
万延元年	225.797	82.578	143.219	400.252	56%
文久元年	323.050	88.194	234.856	693.795	47%
文久2年	436.740	194.194	242.546	1,126.003	39%
文久3年	407.672	152.620	255.052	1,058.136	39%
元治元年	731.609	216.247	515.362	1,037.369	71%
慶応元年	511.060	179.779	331.281	894.806	57%
慶応2年	611.826	328.079	283.747	1,065.700	57%
慶応3年	280.457	80.511	199.945	932.026	30%
合 計	29,440.377			65,220.254	45%

出所)「京本店目録吟味寄」(三井文庫所蔵史料 本847・848)、「店々目録吟味寄」(三井文庫所蔵史料 別851~別868)、「木綿方目録集」(三井文庫所蔵史料 本679・670)。

て仕入額が記載されるのは翌年の享和元年からである。文政年間までは二〇〇貫目に届くことはなかったが、前記のとおり藩の流通統制によって伯州木綿の仕入が停止すると、代替として雲州木綿の仕入額が急激に伸び、文政七年(一八二四)には三七六貫目余に達する。伯州木綿の仕入が再開しても雲州木綿の仕入額が減少することはない。幕末期にいたると雲州木綿の仕入額も減少していくが、伯州木綿ほど顕著ではない。記録に残っている数字全体の平均仕入額は二〇〇貫四二八匁余である。

次に、京本店の嶋木綿全体の仕入額にしめる雲伯木綿の割合をみてみよう。<sup>(5)</sup>雲伯木綿の割合が最も大きいのは弘化三年（一八四六）の六五％である。また最小は文政三年（一八二〇）の一三％である。これは、鳥取藩の流通統制により、伯州木綿の仕入額が大幅に減少したためである。しかし、翌年には雲州単独で三三％の仕入を確保し、文政七年には京本店の仕入額の四八％を雲州木綿単独で占めているため、この時期に雲州木綿の仕入を強化していったものと思われる。寛政七年から慶応三年までの仕入額を平均すると四五％で、京本店で仕入れる木綿の四〇五割を雲伯木綿で占めていたことになる。天明年間以降の京本店の取り扱う木綿製品のなかで雲伯木綿が主要商品となっていたことを如実に示している。

- (1) 『三井事業史』本篇第一巻、二八四～二九三頁、三三七頁。
- (2) 『三井事業史』本篇第一巻、三八八～三八九頁。
- (3) 木村博一「奈良晒」『日本産業史大系』6、近畿地方篇、一九六〇年、一〇一～一〇三頁。
- (4) 「木綿方目録集」（三井文庫所蔵史料 本八六九・八七〇）。
- (5) 京本店の仕入れていた木綿で仕入額を確定できるのは管見の限り伯州・雲州木綿のみだが、京本店では京都の棧留嶋、大和・近江の嶋木綿なども仕入れていた（『木綿類直段書上控』三井文庫所蔵史料 本一六七四―一）。

## 二 伯州木綿仕入の開始

### 1 三井越後屋京本店による伯州木綿の仕入独占

三井越後屋京本店では、天明二年（一七八二）より伯州木綿の仕入を開始している。

#### 〔史料一〕<sup>(1)</sup>

覚

一 伯州木綿買方之儀者天明二寅年より買始、外ニ余り買人茂無之手前江重ニ買入、且者ひろい買之事故尾州三州木面より格好能候ニ付、追々大数相捌候、全体木面るい者目近き物ニ候得者、買方役之者第一打入り勘弁を以買方可致事

一 伯州木面買方之義、外店向或者商人衆江相聞候而者手前買方之妨ニ茂可相成哉、仍而名目尾州木面ト唱可申事

史料一は年不詳ながら、伯州に向けて出立する伯州木綿買方役に示した注意事項である。三井越後屋の伯州木綿仕入の説明でしばしば引用されるが、改めて内容を確認しておきたい。一条目では、伯州木綿は天明二年より買い始めたこと、史料一の段階では三井越後屋以外に直仕入する競合相手がおらず、三井越後屋がほぼ独占的な買い手であったこと、そのため、選り取り自由に購入でき（「ひろい買」）、尾州木綿・三州木綿よりも割安の品なので（「格好能」）、今後は大量に仕入れたら大量に売り捌けることが予想されること、したがって買方役を命じられた者は、木綿類がどこにでもあ

る日常衣料素材であることをよくわきまえて、品質を見極めることを第一に心がけて仕入れること、が示されている。二条目では、伯州木綿の独占仕入維持のため、京都の競合相手や木綿商人に気付かれないように、買方役は出立・入京にあたって尾州木綿の仕入と偽称すること、が示されている。

このように、天明年間の三井越後屋は競合相手の無い独占状態のもとで低価格の伯州木綿を大量に仕入れ、薄利多売による利益を上げていたのであった。

## 2 天明二年の気候不順による木綿価格高騰と伯州木綿仕入開始

ところで、天明二年は前年以来の天候不順により全国的に不作が続く諸物価が高騰していた。木綿も同様であり、同年十月には綿不作や木綿入手困難の状況が深刻化していた。京本店には各地の木綿不作状況の報告が届き、江戸からも廉価商品の送付の要請が届く有様だった。そのとき、伯州木綿の情報が京本店にもたらされたのである。

### 〔史料二〕<sup>(2)</sup>

一当秋諸方綿不作ニ付相場甚高直、尾州・三河辺ハ皆無同前ニ而、木綿杯者売当難合有之、依而向店より当地筋、若下直之品も無之哉、相調申度申来候、尤大和・河内迎も半作迄も無之、当地迎も繰綿・木綿等も高直ニ有之候、右之仕儀故其向ニ難相成、万一伯州辺当地辺之響も無之ものニ而も有之間敷、早秋登り木綿も左程ニも無之、其上紙屋佐兵衛と申方より綿之様子も申来、先々下直之方ニ付中西宇右衛門、村上源七、供付壺人相別昨夜船罷下申候、弥下直ニ候ハ、源七残置相調候工面之積ニ有之候事

史料二は京本店の業務日誌である「永書」の天明二年十月四日条の一節である。これによると、天明二年秋は各地の綿が不作で相場も高騰していた。尾張・三河では壊滅状態で、仕入先との間で希望価格が折り合わず、江戸向店では品不足に陥り、京本店に対して京都の相場で安価な木綿があれば調達したいと打診してきた。独自の仕入ルートを持っていた江戸向店でも品不足で仕入できない状況に陥ったのであった。京本店では、実綿は大和・河内でも例年の半作以下で、京の繰綿・木綿価格も高騰し、江戸向店の要請にただちには応じられなかった。しかし、京本店では、万に一つも伯州木綿が京周辺の相場の影響をまったく受けていないというのではないだろうが、早秋に京に届いて市場に出ている伯州木綿の価格はそれほど高くはなく、また紙屋佐兵衛という者が報告してきた伯州方面の綿の作柄から、伯州での木綿価格はまずまず安値の部類であると判断した。そこで京本店は、中西宇右衛門・村上源七の二人の手代を伯州に向けて市場リサーチのため船で出立させた。実際に安値であったなら、源七を現地に残留させて木綿を調達させる予定であった。二人が十月三日夜に京本店から出立したことについては、同じく京本店の日記「名代云送聴書」<sup>3)</sup>「天明二年十月三日条に「中西宇右衛門・井上源七義、伯州綿木綿為買方今夜船大坂へ向ヶ罷下り申候」とあり、市場リサーチというよりはじめから仕入れるつもりで派遣されたことがわかる。同二十五日条に「中西宇右衛門、伯州表より今朝五ツ時帰着いたし候」とあり、派遣された手代のうち宇右衛門は二十五日朝には京本店に帰着している。

ところで、京―伯州間の移動には何日要していただろうか。文政二年（一八一九）、買方役経験者の中原勘兵衛が伯州で発生した問題解決に派遣された際の往復路の支出書付が残っている。<sup>4)</sup>勘兵衛は、伯州赤碓から帰京する際、鳥取を経由し、因幡街道を南下して姫路まで出、その後陸路で尼崎まで東進し、そこから船で大坂に戻り、さらに夜船で京に戻っている。移動に要した日数（同じ場所での連泊日を除く）は九日であった。同時期に買方役として伯州に赴いていた上原政次郎は鳥取―京間の行程を同じルートを六日で戻っている。<sup>5)</sup>移動速度は時々の情勢によって緩急はあったであ

ろうが、買方役はこのようなルートを通して京―伯州間を往復したと考えられ、宇右衛門も同様であったと思われる。すると宇右衛門が伯州で活動したのは短くて四日程度、長ければ一〇日程度ということになる。彼の任務については後述するように、仕入「仕法」について史料中にみえる紙屋佐兵衛との間で合意し誓紙を出させ、それを持って帰京することであった。紙屋佐兵衛とは、伯州八橋郡赤碕村の西紙屋佐兵衛という木綿・紅花を扱う商人であり、次節で詳論するように、京本店から伯州木綿仕入の買宿に指名される人物である。

翌年六月九日条には「井上源七、伯耆綿木綿為買方去十月より罷下り居候処、工面克相片附、今日八ツ時京着致候」とある。史料二で計画されていたとおり、もう一人の手代源七は翌年の六月はじめまでの七ヶ月半ほど伯州に逗留して、伯州木綿の仕入を行っていたことがわかる。伯州木綿の安価仕入に成功したのである。後述するように、伯州の木綿織出は二月から三月がピークで、五月頃から減少し、九月には「秋仕舞真最中ニ而織出なし」という状態になる。この期間は繰綿の調達を行うものと思われるが、源七は織出数の減少する端境期に帰着したのである。

こうして天明二年十月、高値・品不足という木綿調達の危機に直面した三井越後屋京本店は、手代を派遣し、新たな仕入先として伯州木綿の開拓に乗り出した。伯州木綿は、わずかながら天明以前にも京市場に出回っていた。三井越後屋は、それまで他店の注目していなかった低廉な伯州木綿に目をつけ、伯州木綿の独占的仕入に成功したのであった。

### 3 西紙屋佐兵衛の買宿指定

伯州木綿の仕入にあたっては、京本店に伯州木綿の作柄情報をもたらした西紙屋佐兵衛を買宿に指定して仕入・集荷・輸送を行わせた。

[史料三]<sup>6)</sup>

一 伯州西紙屋佐兵衛儀、元來於国方大坂店より呉服物少々宛引受致商売、彼地よりも紅花杯大坂江持登相捌被致渡世候、然ニ安永九子年大坂店江紅花持登入用無之、店表より添状を以右之趣申來り、始而紅店へ引合出入相願、翌丑年紅店より買方ニ罷下、三拾駄斗相調候処格好も宜ニ付、追々買次為致候、然処彼地綿所ニ而木綿大数織出候由紅店買方之者より承知之、天明二年卯十月始而中西宇右衛門・井上源七買方ニ罷下、何角仕法相立買宿申付候

史料三は寛政四年（一七九二）に西紙屋が作成した大借銀の始末書の一部であり（西紙屋の借銀については稿を改めて検討する）、自家が京本店の木綿買宿になった経緯を述べた部分である。これによると、西紙屋佐兵衛はもともと三井越後屋の大坂本店から少量ずつ呉服物を引き受けて伯州で販売し、また、伯州の紅花類を大坂に持ち込んで販売し大坂本店にも納品する伯州商人であった。安永九年（一七八〇）に大坂本店が佐兵衛との紅花取引を停止したさい、大坂店の口添えて京紅店（三井越後屋の紅染の加工部門）への紅花納入を願い出て、翌天明元年、京紅店から佐兵衛に三〇駄ほど納品させたところ品質・価格も適切だったので、引き続き佐兵衛に紅花の「買次」（都市の間屋などからの注文を受けて商品を集荷・送付する仕入問屋）をさせていた。このようななかで、京本店は、伯州が綿作地帯で木綿織が盛んであるという情報を紅店の買方から聞きつけ（このなかに史料二にみえる佐兵衛からの作柄好調という的確な情報があったのだろう）、天明二年十月に京本店からはじめて中西宇右衛門・井上源七が佐兵衛宅を訪れ、宇右衛門・源七と佐兵衛は木綿仕入方法を取り決めて伯州木綿を買い集める「買宿」に任じられたのである。このように西紙屋佐兵衛は、元來、京―伯州間を往還し大坂本店から呉服を仕入れ、大坂本店に紅花を納める商人であったが、やがて京紅店に紅花



を納入する買次となり、さらに天明二年の木綿高騰を機に京本店が伯州木綿の独占仕入に乗り出すにあたって、伯州木綿の仕入を一手に引き受け、京本店に納入する買宿を請け負ったのであった。

#### 4 買宿請負規約と遵守誓約

西紙屋佐兵衛が買宿を請け負うにあたり、三井越後屋は伯州木綿仕入に関する買宿と買方役との関係について定めた。

#### 〔史料四〕<sup>(7)</sup>

##### 被仰渡候覚

- 一 此度綿木綿御買宿被仰付、難有仕合奉存候、然上ハ御店御家法有之候事故、一々被仰付候趣違背仕間敷事
  - 一 金銀御買方役人様御持下被成候時ハ、私方江預り置、則金銀預り帳へ印形いたし、扱金銀出入之節ハ、夫々御答申致出入、御勘定仕立可申事
  - 一 御買方役人様御下不被成、御買金御送り被下候儀、新規私方、殊ニハ御店御家法も有之儀ゆへ、慥成一札差上可申旨、御尤承知仕候、則一札差上候事
  - 一 御買宿被仰付候事故、御定之口儀<sup>(錢)</sup>被仰付、難有仕合ニ奉存候、然上ハ誠ニ於御買方、聊ニても私欲ケ間敷儀致間敷事
  - 一 御買方役人様御下り被成候時ハ、朝夕之御食物家内同様ニいたし、右ニても馳走ケ間敷儀致申間敷候、且国所之法度為相守可申事
- 右之趣逐一奉畏候、私義ハ勿論子孫永々疾与為相守大切相勤可申候、仍而御請如件

天明二年  
寅十月 日

伯州赤崎御宿  
紙屋佐兵衛 (印)

京三井御本店  
御支配人中様

大坂御同  
御支配人中様

一此度中西宇右衛門罷下、右一件致示合、則本書印形取之持登申候、然者已後右書附之趣無相違実心ニ相心得可被申候、且買方ニ下候者江、猶又疾与御読為聞、諸事相慎候様御示談可被遣候、依而奥書如件

京本店支配人  
中西宇右衛門 (印)

史料四は、買宿と買方役（本史料には「買方役人」とあるが、本稿では表記を買方役に統一する）との関係について定めた規約であり、同時に佐兵衛が買宿としてこの規約を遵守して仕入業務に精勤することを、京本店・大坂本店の支配人中に対して誓約した誓紙である。史料三にみえる「仕法」にあたるものであろう。

奥書では、天明二年に伯州に下向した京本店支配人西宇右衛門が、買宿佐兵衛の印形を取った誓紙を京本店に持ち帰るので、以後、佐兵衛はこの規約を忠実に遵守して仕入業務を行うこと、今後京本店から新たな買方役が来着した場合、佐兵衛はただちにこの規約を読み聞かせ、両者でよく相談して慎重に仕入活動を行うことを、佐兵衛に求めている。

規約の内容は、「第一条」買宿を引き受けたからには「御店御家法」とおり、今回命じられた規約に絶対違反しない。「第一条」買方役が京本店から金銀を持参してきたときには、買宿佐兵衛が全額預かって金銀預帳に記帳・印形し、出金入金るときは買方役に説明し了解を得てから出納し、記帳して報告する。この場合、木綿仕入織元や仲買への支払

いは買宿が行うが、仕入責任・金銀出納責任は買方役であり、買宿は仕入実務と資金管理と出納事務を担当することになる。「第三条」買方役が下向せず資金が佐兵衛のもとに送金されてきたときには、「御店御家法」のとおり、佐兵衛は新たに預かり証文一札を差し出し、責任をもってその資金で仕入れる。この場合、仕入の全責任は佐兵衛に任せられ、損失を出したら買宿佐兵衛が弁償することになる。七月から九月までの買方役不在期間（後述）や不測の事態で買方役が下向できない場合の仕入資金送金を想定しているのであろう。「第四条」買宿には規定額の口銭を支払うのであるから、仕入にあたって買宿佐兵衛は私利私欲に走ることを厳禁する。京本店と佐兵衛との関係は、口銭支払という請負関係になる（口銭の支払い基準については後述する）。「第五条」買方役の買宿滞在期間の朝夕の食事は、買宿佐兵衛家族と同じにすること、しかし御馳走にしてはならない。また、買方役に伯州の法度を守らせるよう注意すること。後掲史料一四の「京都同店手代共之内、御国表江年々罷下赤崎村西紙屋佐兵衛ニ止宿仕、木綿類買入仕」の記事にあるように、買方役は八ヶ月におよぶ滞在期間中、西紙屋佐兵衛の居宅に止宿し、買宿佐兵衛と寝食を共にしながら伯州各地に赴き、買宿佐兵衛とともに仕入を行った。買方役が下った際に接待を禁止しているのは不正の温床になる関係の形成を警戒しているからであり、買方役に国法を守らせることは、藩や在方商人・職人の「信用」獲得のためであり、無用のトラブルを引き起こして損失が発生したり信用が失墜したりすることを抑制するためである。

中西字右衛門は、西紙屋佐兵衛との間でこの買宿請負規約（「仕法」）を取り交わし遵守誓約させ、それを携えて、十月二十五日朝五ツ時、京本店に帰着したのであった。宇右衛門の任務は、佐兵衛との間で買宿契約を取り交わすことだったのである。

この規約は、伯州木綿仕入における買方役と買宿のおおまかな位置づけと両者の関係について規定している。とくに仕入資金の管理に注目すれば、買宿は買方役赴任期間の仕入実務・資金保管・出納記帳を行うが、資金出納⇨仕入業務

(単位 匁)

第2表 西紙屋の口銭と綿世話料

	口 銭		綿世話料 (綿本数)	合 計
	春	秋		
寛政元年	2,063.7	237.1	237 (237本)	2,537.8
寛政2年	1,031.5	172.8	305 (305本)	1,509.3
寛政3年	619.2	532.5	200 (200本)	1,351.7
三ヶ年合計				5,398.8
三ヶ年平均				1,799.6

出所) 「諸方借用銀覚」(三井文庫所蔵史料 本1474-45)。

の全責任は買方役が負い(第二条)、買方役不在期間は買宿が資金出納・仕入業務を全責任をもって請け負う(第三条)、というところが注目される。また買方役・買宿ともに、私利私欲を排除し京本店の手足となって忠実に任務を遂行することが要求された。そのため、買宿に対する「御店御家法」遵守(第一条・第三条)、出納簿への厳正記帳(第一条・第三条)、買宿の買方役への過剰接待厳禁(第五条)、買宿への口銭支払(第四条)、買方役の国法遵守(第五条)を規定しているのである。「御店御家法」は、「家法式目」<sup>(8)</sup>などの式目・規則類と思われる、西紙屋の家法遵守は、三井越後屋の提示する買宿経営指針遵守を示すものであったといえよう。<sup>(9)</sup>

ところで、買宿佐兵衛が京本店の木綿仕入を引き受けて得る利益は、規約上は仕入額に応じた口銭(手数料)だけである。「木綿口銭銀高ニイ歩」<sup>(10)</sup>「綿口銭紙左方江、壹本ニ付イ、遣ス」<sup>(11)</sup>とあるように、買宿の口銭は木綿仕入額の1%と繰綿一本につき一匁であった。<sup>(12)</sup>第2表は寛政元年から三年までの口銭額と、綿世話料(繰綿口銭)である。わず

か三年間の金額だが、ここから買宿の口銭収入について目安とすることができよう。寛政元年が二貫五三七匁余、同二年が一貫五〇九匁余、同三年が一貫三五一匁余である。同時期の伯州木綿仕入高は現時点で確認できないが、第1表の寛政七年以降の数字から類推すると、この口銭額も仕入額の1%だったとみてよからう。この口銭額が買宿の仕入業務にみあう額かどうかは、にわかには判断できない。しかし、越後屋京本店から買宿に指名されたことによる信用や、三井越後屋の木綿仕入に便乗した個人経営、三井越後屋への積寄せを背景とした木綿改役への就任(第四章で詳述)など、西紙屋佐兵衛にとって不利益はなかったはずである。

## 5 買宿の仕入活動

### （一）仕入の流れ

京本店の伯州木綿仕入は次のようなプロセスで行われた。まず京本店は、江戸・大坂の店舗から上がってくる木綿製品注文数を集計し、過去二年分の平均値を取り、在庫や未到着分を差し引いて、買宿への注文数を確定し、買宿に木綿仕入数を発注する<sup>(13)</sup>。京本店からの木綿注文を受けた買宿西紙屋佐兵衛は、鳥取藩内伯州で木綿を仕入れて集荷し、京本店に送荷する。

西紙屋佐兵衛の仕入活動は、大別すると、①藩内仲買などからの木綿仕入と、②木綿生産者に繰綿・織機を供給して木綿を織らせる問屋制家内工業による木綿仕入であり、特に②に関連して、生産者に派遣する買子の編成・教育や、重点仕入地域の商人を指名して木綿仕入を行わせる代置の編成も買宿の重要な任務であった<sup>(14)</sup>。

西紙屋佐兵衛の行っていた仕入活動はどのようなものであったのか。買方役との関係に留意しながら、寛政四年（一七九二）に発覚した西紙屋佐兵衛借銀問題を解決した翌年に京本店が定めた買宿規則の中からみてみたい。

### （二）木綿仲買からの仕入

前述の①藩内仲買などからの木綿仕入の場合、以下の四つの形態があった。

第一は、仲買の店舗での小口仕入（「見世買」）である。西紙屋は、鳥取藩内の仲買が集荷した木綿を、京本店の品質規格を基準に品定めて仕入れていた。寛政五年の買宿規則では、小口仕入について、木綿の規格を確認した上で値組に取りかかると、どれだけ忙しくても規格の吟味は必ず行うことを求めている（「見世買木綿丈巾改直組二掛り候事」<sup>(15)</sup>）。「何程世話敷候とも、丈巾急度吟味可致事」<sup>(16)</sup>。このような小口買いは代価支払いを含めて買宿佐兵衛に任せられていた

と思われる。

第二は、仲買からの一括仕入（「東買」）である。この場合、西紙屋に仕入をまかせる場合と、買方役が自ら出向いて行く場合がある。まとめ買い（東買）ではサンプリングした木綿数編の品質を見てから価格を決めること、価格見本と照合して（「直打本ニ引当」）、きちんとたたんで形をととのえた上で（能々ねり込調入）規格を確認すること（「東買木綿数遍直打致能見わけ、扱直打本ニ引当能々ねり込調入、扱丈巾相改可申事」<sup>(17)</sup>）。まとめ買いでは一度に扱う木綿数が多く、多忙な際は「さつと見」て調達するため吟味が粗雑になるものだが、規格の確認は必ず行うことを要求していた（「東買之義故大数在之、世話敷時はさつと見候而、調候趣粗在之事情間、急度相糺調入可申候」<sup>(18)</sup>）。

第三は、鳥取藩内の米子や汗入郡の木綿仲買が在方から買い集めて西紙屋宅に持ち込む木綿を仕入れる形態であり（「米子辺汗入郡より紙佐殿へ持参り候小商人在方買集木綿」<sup>(19)</sup>）、西紙屋側は持ち込まれたこのような木綿を品質チェックしたうえで仕入れた。

第四は、買宿が買方役を案内して木綿市や仲買のもとを訪れ、買方役主導で行う大口の仕入である。第四のケースについては次章で詳論するが、買方役の手腕が発揮されるのはこのときである。

このほか、西紙屋佐兵衛は、木綿仕入の重点地域の商人を代買という役職に任命して、その地域の木綿仕入にあたらせた。代買を置いた地域は、青谷（青屋）、国信、倉吉である。代買には伯州青谷の角屋直三郎、倉吉の山岡屋武兵衛、国信の木屋彦三郎を任命して仕入を行わせていた。<sup>(20)</sup> 買方役も代買のところを訪れ、活動状況の確認を行っている。以上のような形態により、西紙屋佐兵衛は本拠地である赤碓を起点に、周辺地域での木綿仕入を展開していったのである。史料四とあわせてみたとき、買方役は、資金出納・品質点検・帳簿記載チェックを通してこれらの仕入活動を把握していたといえよう。

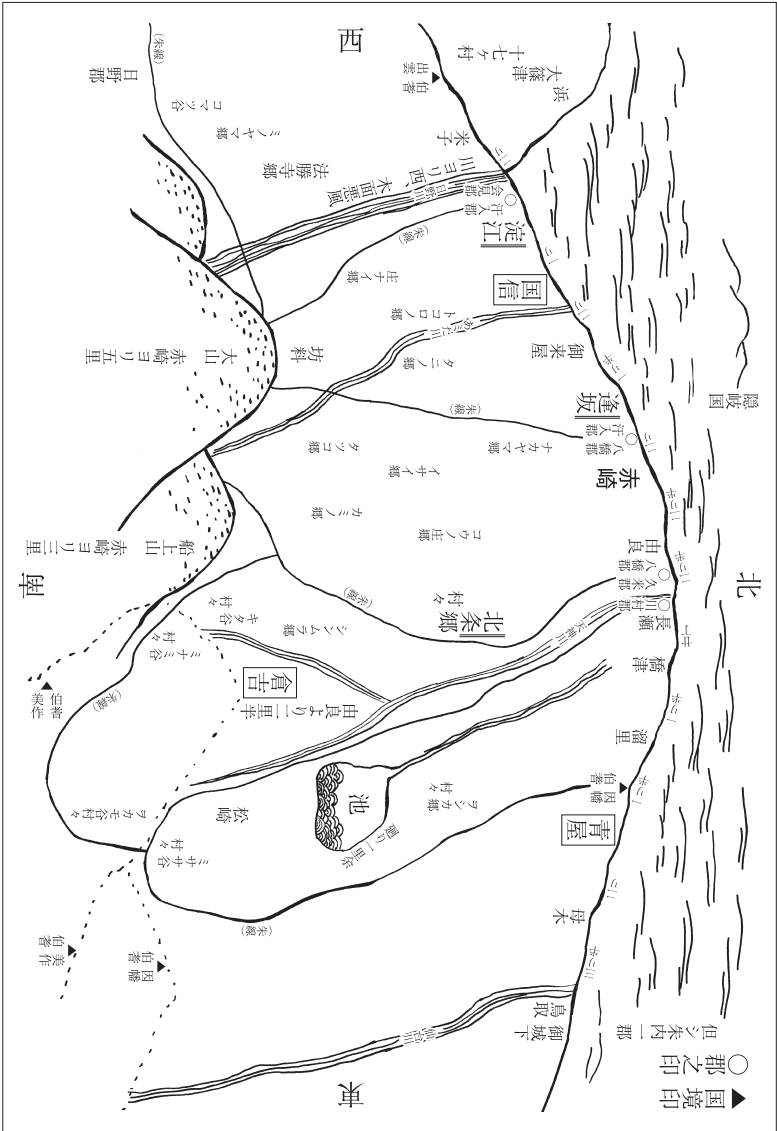
京本店はこれらの形態での仕入活動において、木綿の品質面、とりわけ丈・幅の規格について、三都で要求される水準を満たすものを仕入れることをあらためて要求している。京本店は価格見本を提供し、丈・幅と品質を西紙屋・買方役に見極めさせて木綿を仕入れていくのである。そしてこの結果、次第に因州・伯州の仲買の側でも京本店の要求する木綿の品質・規格が浸透していくことになるのである。

なお、年不詳だが、雲伯木綿仕入心得に、「木面買入之内、地風あしく品、或者至而裾ニ而処為登ニ相成かたく品者、買元値段ニ而紙左方江引請ニ致させ可申事、役方ニ而鳥取商人杯へ相捌候<sup>(21)</sup>」とされている。仕入木綿のうち、見た目や触感などの風味（風合）が悪いものや、価値のつけられない下等品で積み登せできない品は仕入価格で西紙屋佐兵衛に引き受けさせて売却し、鳥取城下の商人への売却は買方役の責任において行った。これらの売却益も帳簿に記載して京本店に報告することになっていた。三都での販売の見込めない木綿を現地で売却して、京本店に送る荷物の品質維持とともに、現地での売却益収入をもくろんでいたといえよう。

(三) 木綿生産者に織らせた木綿の集荷と買子の編成

西紙屋では前述のように、仲買からの木綿仕入のほかに、木綿生産者に繰綿や織機を提供して木綿を織らせていた。この形態についてはすでに先行研究でも取り上げられており、買宿を京本店の意を受けた木綿生産の組織者として評価されている。<sup>(22)</sup>「夫々向口地合丈幅等差図仕、既ニ機道具杯も持下り教へ候処、次第ニ手馴も宜、追々手広く織出シ多数ニ相成申候<sup>(23)</sup>」や「私誂口ニ者相応之綿代等も貸付置<sup>(24)</sup>」とあるように、京本店は西紙屋を介して地合・丈幅の指示、機道具の供与・使い方の指導、綿代の前貸しを行い、木綿生産を行わせていたのである。

買宿は生産者への繰綿供給、製品回収に「買子」を任命、派遣していた。伯州木綿仕入において買子を派遣する地域は西紙屋が居を構える赤碕地廻りや、赤碕近隣の北条、逢坂・汗入・淀江といった村々であった（立地は地図<sup>(25)</sup>参照）。



地図 因幡伯耆地区

注) 『因幡伯耆地区』(三井文庫所蔵史料 続723-9)を一部加工。フシツク体は買併西紙屋の居所、四角囲みは代置配置地、二重傍線は買子派遣地をあらわす。





はさまない厳密な価格設定)であった。このような生産段階での技術・規格指導は、三都での販売に耐えられる丈幅・品質の木綿生産を伯州に浸透させていくことになるのである。

#### (四) 西紙屋の主要木綿仕入地調査

繰り返しになるが、西紙屋は代買を青谷(青屋)・国信・倉吉に配置し、買子を北条・逢坂・汗入・淀江に派遣していた。これらの地域は因州・伯州における木綿の主要生産地であった。第3表に年不詳だが、西紙屋が把握していた主要生産地、織出数、西紙屋の評価する木綿品柄を掲載した。国信地域の織出数は記載されていないものの、一万反以上生産する地域には品質の善し悪しを問わず、代買・買子を配置していることがわかる。淀江は五〇〇〇反弱の織出数であるが、品質は「厚口」でよろしいと評価しており、高品質の木綿を織出していた。また代買を置いている因州の青屋は、西紙屋の「伏機」(織元と契約して製品を一手に仕入れること)同然の場所であり、西紙屋の仕入で八割ほど占めていた。一方、米子・大篠津は木綿織出数が多いにもかかわらず代買・買子を配置していない。米子は北前船の積荷として木綿製品の需要があり、赤碕相場より高値になる場合があった(「北前舟手へ商ひ致候故舟手向宜敷候時節ハ赤崎之相場はつれ高直ニも在之候」<sup>29</sup>)。大篠津は二月から織り出し始めるが、最初ほど品質が良く後になるほど悪くなるため品質が安定せず(「最初程木面宜敷、後ニハ出来あしく相成候」<sup>30</sup>)、疋(二反)織りしているため一反ずつ裁ち分けたら品質が落ちる製品であった。地図中にも米子・大篠津を含む日野川以西について「木面」悪風と記載しており、西紙屋は米子・大篠津からの直接仕入については消極的だった。以上のように、西紙屋では因州・伯州の木綿生産地の織出数や品質を考慮しつつ、主要生産地からの積極的な木綿仕入態勢を整えていたのである。

(1) (12) (20) (21) 「尾印勤要記」(三井文庫所蔵史料 本二五一六)。

- (2) 「永書」(三井文庫所蔵史料 本一二八)。
- (3) 「名代云送聴書」(三井文庫所蔵史料 別一七五九)。
- (4) 「道中小遣帳」(三井文庫所蔵史料 本一四九九—三七七)。
- (5) 「道中小遣帳」(三井文庫所蔵史料 本一四九九—四三三)。勘兵衛と政次郎の移動速度の違いのためか、ルートはほぼ同じだが宿泊地が若干異なっている。
- (6) 『西紙屋佐兵衛借財始末書』(三井文庫所蔵史料 本一四七四—四七七)。「尾印勤要記」(三井文庫所蔵史料 本一五一六)にも同一記事が収録されている。
- (7) 「被仰渡候覚」(田中康雄「史料紹介 伯州赤崎西紙屋文書—三井越後屋の買宿資料」『三井文庫論叢』一二、一九七八年、二八三—二八四頁、史料二)。三井文庫所蔵の「被仰渡候覚」(本一四七四—四九九)と対応するが、三井文庫所蔵分には中西宇右衛門の奥書は無い。
- (8) 「家法式目」(三井文庫所蔵史料 本九〇六)。三井家の家法は「宗窓遺書」であるが、各店にそのまま伝えられたものはない。「家法式目」はその一部を抜粋し、各店に配布されたものである(『三井事業史』本篇第一巻、一三一—三三三頁)。
- (9) なお、「御店御家法」は、「伯州紙屋佐兵衛名前譲請候而此度初而上京ニ付、彼地買方一件并手前家法之趣得と申談候」(「名代云送聴書」三井文庫所蔵史料 別一七六〇、天明五年八月二十七日条)とあるように、西紙屋当主が代替わりの挨拶で上京した際に、京本店においてその趣旨を読み聞かせられていた。
- (10) 三井越後屋では帳簿に記載する数字に符帳を用いていた。数種類の符帳が存在するが、本稿で用いた史料には次の符帳が用いられている。
 

(数字)	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 千 貫 匁 分
(符帳)	イセマツサカエチウシ舟仙メゝ入
- (11) 実綿・繰綿梱包の単位。例えば、伯州にほど近い備後・備中あたりでは、実綿六貫百目を筵で裏形に荷造りして、一本と数えたという(「綿圃要務」『日本思想大系』六一、岩波書店、一九七二年、二〇二頁)。

(13) 「伯州雲州買方控」(三井文庫所蔵史料 別一六九九)、「伯州買方控」(三井文庫所蔵史料 別一七三二)。雲州・伯州木綿の注文数については前掲賀川書四〇五〜四〇六頁に詳しい。

(14) 従来の研究では主に②について述べられている(前掲賀川書四〇八〜四一〇頁。『三井事業史』本篇第一卷、四二八頁)。(15)〜(18) (26)〜(28) 「買方示合書」(前掲田中史料紹介一九四〜二九六頁、史料一七)。なお『鳥取県史』(第八卷近世資料、一九七七年、六六二〜六六四頁、史料三二〇)の「三井八郎右衛門店木綿買方示合書」も同一史料である。

(19) (29) (30) 「伯州買方ニ付紙佐殿面談之覚」(三井文庫所蔵史料 本一四七四―四〇〇)。

(22) 前掲賀川書四〇四頁など。

(23) (24) 「文政元寅冬伯州直買御差留ニ付願方一件書」(三井文庫所蔵史料 別一三二四)。

(25) この地図(三井文庫所蔵史料 続七三三―九)は伯州木綿仕入地を記載したもので、西紙屋が作成したものと思われる。作成年月日不詳ながら、西紙屋が三井越後屋から八万反の木綿仕入の可否を諮問され、回答した際、回答の末尾に「赤崎より方角里数木面并風合等之義得与絵図面相調置可申候」(「伯州買方ニ付紙佐殿面談之覚」三井文庫所蔵史料 本一四七四―四〇〇)と記し、別紙で赤崎を起点にした地図を作成・提出していることがわかる。本地図がここで提出された地図であろう。なお、実際の地形図と比べると地名の位置など不正確であるが、伯州木綿仕入に携わった人間の空間認識などを理解するため、本稿ではあえて本地図を用いた。

### 三 伯州買方役の職掌と担当者

#### 1 伯州買方役の担当者の任期・職階

三井越後屋が商品仕入地に派遣していた買方役については、これまでの研究であまり顧みられてこなかった。それは

ひとえに、現地で仕入を請け負う地元商人である買宿の役割とその経済史的な位置づけに関心が集中していたことに起因する。しかし、三井越後屋の史料を丹念に見ていくと、仕入における買方役の積極的役割が浮かび上がってくる。本章では伯州・雲州における買方役について、基礎的な事柄から明らかにしていく。

伯州買方役の京都からの出発記事と帰着記事の多くは、前記「永書」などに記載されている（たとえば、寛政元年十月二日条に「伯州買方和田定七・沢田文次郎、今夜船罷下候、尤西紙屋佐兵衛殿上京ニ付、同道にて被下候事」、翌年七月二日条に「伯州買方役沢田文次郎、今日帰京之事」など）。特別な事情が無い限り限り出発と帰京を記録するのみだが、買方役の行動を明らかにする重要な手がかりである。また、買方役の出発・帰着は「雲伯買方申渡之覚」<sup>①</sup>巻末にも記載してある。第4表は、これらの史料に基づき買方役の人名と現地への派遣年次を整理したものである。以下、第4表をもとに、①赴任人数と在任年数、②滞在期間、③赴任者の職階の三点について検討していこう。

なお、史料中には「雲伯買方」などの表現が出てくるが、本章では伯州買方役か買方役と表記する。

#### （1）買方役の赴任状況

まず、買方役の赴任状況から明らかにする点を見てみよう。伯州買方役が派遣されていたのは天明二年（一七八二）から嘉永四年（一八五二）までの連続する期間と、そこから一〇年以上のブランクを経た文久三年（一八六三）の合計七一年である。この期間に伯州に赴任した人物は三四人いるが、買方役として派遣されたのは三三人、延べ一七人であった。伯州木綿を仕入れ始めた天明年間には手代一人を買方役として派遣していたが、寛政五年（一七九三）からは手代を二人派遣する体制になる。これは木綿注文数増大への対応や、任務のスムーズな継承のための見習派遣であるが、<sup>②</sup>買方役の相互監視による不正防止という側面もあるだろう。二人派遣体制にしたことによって、寛政十二年（一八〇〇）年の雲州への集荷範囲の拡大にそのままの態勢で対応できた。文政年間に鳥取藩が木綿流通統制を実施した時期には一

第4表 伯州・雲州買方役の赴任者と赴任期間

赴任期間	下り人名			赴任人数
天明2年～天明3年	井上源七 (2.10.3～3.6.9)			1
天明3年～天明4年	大石平右衛門 (3.11.29～4.5.6)			1
天明4年～天明5年	大石平右衛門 (11.9～6.15)			1
天明5年～天明6年	大石平右衛門 (5.10.4～6.12.17)			1
天明6年～天明7年	大石平右衛門 (6.10.1～6.12.17、 7.3.11～7.3.11)	和田定七 (6.10.1～7.6.18)		2
天明7年～天明8年	和田定七 (7.10.13～8.6.3)			1
天明8年～寛政元年	和田定七 (8.10.9～元.6.16)			1
寛政元年～寛政2年	沢田文次郎 (元.10.2～2.6.2)	和田定七 (元.10.2～?)		2
寛政2年～寛政3年	沢田文次郎 (2.10.8～3.7.2)			1
寛政3年～寛政4年	沢田文次郎 (3.11.3～4.6.15)			1
寛政4年～寛政5年	沢田文次郎 (4.10.25～5.7.2)			1
寛政5年～寛政6年	沢田文次郎 (5.10.17～6.5.23)	小椋忠七 (5.11.4～6.5.23)		2
寛政6年～寛政7年	沢田文次郎 (6.11.15～7.5.5)	小椋忠七 (6.11.15～7.7.1)		2
寛政7年～寛政8年	中尾金助(大坂) (7.10.26～?)	小椋忠七 (7.10.22～8.6.28)		2
寛政8年～寛政9年	宮本忠五郎(大坂) (8.10.??～?)	小椋忠七 (8.10.26～9.6.27)		2
寛政9年～寛政10年	小椋忠七 (9.10.8～10.6.28)		南善五郎 (9.10.9～10.5.23)	2
寛政10年～寛政11年	福岡清七 (10.10.20～11.5.13)	小椋忠七 (10.10.20～11.4.7)	南善五郎 (11.3.7～11.6.17)	3
寛政11年～寛政11年	福岡清七 (11.11.17～12.5.5)		南善五郎 (11.11.17～12.5.5)	2
寛政12年～享和元年	長谷川久四郎 (13.2.9～元.6.3)		南善五郎 (12.10.27～?)	2
享和元年～享和2年	長谷川久四郎 (13.10.25～?)		南善五郎 (2.2.21～2.6.10)	2
享和2年～享和3年	長谷川久四郎 (2.11.4～?)		石川松次郎 (2.3.3～?)	2
享和3年～文化元年	大石友三郎 (4.2.10～4.6.6)	長谷川久四郎 (3.10.19～4.6.6)	石川松次郎 (3.10.19～4.3.6)	3
文化元年～文化2年	大石友三郎 (元.10.26～2.6.6)		南善五郎 (元.10.26～2.6.6)	2

天明年間における三井越後屋の伯州木綿仕入活動（下向井）

赴任期間	下り人名		赴任人数	
文化2年～文化3年	大石友三郎 (2.10.16～3.5.28)	南善五郎 (2.10.16～3.5.28)	2	
文化3年～文化4年	大石友三郎 (3.10.17～4.6.12)	南善五郎 (3.10.17～4.6.12)	2	
文化4年～文化5年	岩井喜太郎 (4.10.27～5.6.10)	南善五郎 (4.10.27～5.6.10)	2	
文化5年～文化6年	岩井喜太郎 (5.10.18～6.6.6)	中原勘助 (5.10.18～6.6.6)	南善五郎 (5.11.??～5.12.26)	3
文化6年～文化7年	岩井喜太郎 (6.10.29～7.6.25)	中原勘助 (6.10.29～?)	2	
文化7年～文化8年		中原勘助 (7.11.15～8.5.1)	中西政七 (8.2.17～8.5.1)	2
文化8年～文化9年	岩井喜太郎 (8.11.2～9.6.12)		中西政七 (8.11.2～9.6.12)	2
文化9年～文化10年	岩井喜太郎 (9.10.23～10.6.23)	森藤五郎 (10.2.??～10.6.23)	2	
文化10年～文化11年	清水清助 (10.11.16～11.5.28)	森藤五郎 (10.11.16～11.3.23)	2	
文化11年～文化12年	清水清助 (11.10.19～12.6.6)		百田万助 (12.2.21～12.6.6)	2
文化12年～文化13年		中原市兵衛 (12.10.28～13.5.10)	百田万助 (12.10.28～13.6.27)	2
文化13年～文化14年			百田万助 (13.10.19～14.6.24)	1
文化14年～文政元年	上原政次郎 (14.10.28～元.6.19)	森藤五郎 (14.10.28～元.6.19)	2	
文政元年～文政2年	上原政次郎 (元.11.12～2.閏4.26)		1	
文政2年～文政3年	上原政次郎 (2.10.15～2.12.??、 3.正.25～3.5.27)		1	
文政3年～文政4年	上原政次郎 (3.11.11～4.5.4)		1	
文政4年～文政5年	上原政次郎 (5.閏正.1～5.4.13)	中井定七 (5.閏正.1～5.5.27)	2	
文政5年～文政6年		中井定七 (5.10.19～6.4.21)	1	
文政6年～文政7年		中井定七 (6.11.2～7.5.22)	1	
文政7年～文政8年		中井定七 (7.9.晦日～8.5.4)	津田文七 (7.9.晦日～8.5.4)	2
文政8年～文政9年		中井定七 (9.2.13～9.5.5)	津田文七 (8.10.19～9.6.12)	2
文政9年～文政10年	木村万助 (9.10.11～10.6.19)		津田文七 (9.10.11～10.6.19)	2
文政10年～文政11年	木村万助 (10.10.6～11.6.10)		津田文七 (10.10.6～11.6.10)	2
文政11年～文政12年	木村万助 (11.10.14～12.6.12)	青木庄七 (11.10.14～12.6.12)	2	

赴任期間	下り人名		赴任人数
文政12年～文政13年	清水弥七 (12.10.24～13.5.25)	青木庄七 (12.10.14～13.5.25)	2
文政13年～天保2年	清水弥七 (13.10.17～2.6.5)	青木庄七 (13.10.17～2.5.24)	2
天保2年～天保3年	清水弥七 (2.10.18～3.6.7)	矢嶋惣七 (2.10.18～3.6.7)	2
天保3年～天保4年	清水弥七 (3.11.9～4.6.12)	矢嶋惣七 (3.11.9～4.4.24)	2
天保4年～天保5年	清水弥七 (4.10.16～5.6.6)	矢嶋惣七 (4.10.16～5.4.12)	2
天保5年～天保6年	浅野友三郎 (5.10.25～6.4.11)	矢嶋惣七 (5.10.25～6.6.20)	2
天保6年～天保7年	浅野友三郎 (6.10.11～7.6.10)	矢嶋惣七 (6.10.11～7.3.2)	2
天保7年～天保8年	浅野友三郎 (7.10.13～8.2.21)	矢嶋惣七 (7.10.13～8.4.4)	2
天保8年～天保9年	森藤三郎 (9.正.7～9.5.26)	矢嶋惣七 (8.10.24～9.6.17)	2
天保9年～天保10年	森藤三郎 (9.10.13～10.5.11)	矢嶋惣七 (9.10.13～10.5.11)	2
天保10年～天保11年	森藤三郎 (10.10.24～11.6.27)	伊藤嘉三郎 (10.10.24～11.4.7)	2
天保11年～天保12年	森藤三郎 (11.11.2～12.4.6)	伊藤嘉三郎 (11.11.2～12.6.11)	2
天保12年～天保13年		伊藤嘉三郎 (12.10.27～13.5.11)	1
天保13年～天保14年	水谷友次郎 (13.10.19～14.6.7)	土方(矢嶋)惣七 (13.10.19～14.11.9)	2
天保14年～天保15年	水谷友次郎 (14.10.12～15.5.15)		1
天保15年～弘化2年	水谷友次郎 (15.11.4～2.6.9)	中川平助 (15.11.4～2.4.9)	2
弘化2年～弘化3年	水谷友次郎 (2.10.19～3.5.8)	中川平助 (2.10.19～3.4.28)	2
弘化3年～弘化4年	水谷友次郎 (3.10.21～4.6.13)	中川平助 (3.10.21～4.5.7)	2
弘化4年～嘉永元年	清水常三郎 (4.10.25～元.5.18)	中川平助 (4.10.25～元.6.8)	2
嘉永元年～嘉永2年	清水常三郎 (元.11.10～2.4.28)	井口定五郎 (元.11.10～2.6.3)	2
嘉永2年～嘉永3年			0
嘉永3年～嘉永4年	水谷友次郎 (3.正.29～3.4.5)	井口定五郎 (3.正.29～3.6.15)	2
文久3年	村上喜助 (3.2.13～3.5.20)	井口新七 (3.2.13～3.5.2)	2

出所)「雲伯買方申渡之覚」(三井文庫所蔵史料 続1219)。年月日不詳部分については可能な限り各年の「永書」「名代云送聴書」などで補完した。

注) 人名の下の括弧部分は出京・帰京年月日をあらわす。表記方法は(出京年.月.日～帰京年.月.日)である。



時的に一人体制になっているものの、すぐにもとに戻り、以降基本的に二人一組体制を維持している。初期の一人体制のときは前任の最終年度に後任が派遣され一年間は二人で活動するよう配慮されている。得意先への挨拶回りを兼ねた業務の見習い、業務の引き継ぎ、買宿との良好な関係構築のためであろう。二人体制になっても二人が同時に交代離任することはほとんどなく、年次をずらして交代しており、どの年にも二人のうち一人は買方役経験者になるように配慮されている。また、時折買方役が三人になる時があるが、これは買方役二人に加えて退役者が得意先に挨拶廻りに向かう場合や、「国方見繕」という査察役として下向するなど特殊な場合に限られる（第5表）。

買方役は一年単位で派遣されるのであるが（後述するようにだいたい十月末赴任、六月帰着）、同一人物が何年間か連続して派遣される場合が多い。そこで連続派遣年数でみてみると（便宜的に「任期」とする、再任者は「再任あり」とするが再任年数は任期に含めない）、任期三年（七人）・四年（七人）・五年（五人）、うち再任あり一人）が一般的であり、一年（五人）、うち再任あり一人）・二年（七人）の短期の者、逆に任期六年（二人）・八年（一人）に及ぶ者もある。任期三～五年が一般的なのは、仕入業務の熟達と仕入相手との信頼関係構築にはある程度の年数が必要であったと思われる、買方役の実績をステップにさらに上級の職階に昇進させるためでもあると考えられる。六年以上の在任者が三人だけというのは、長期在任が買宿や仕入相手と癒着を生むことを警戒してのことであろう。それでも六年・八年の長期在任者がいるのは、よほど仕入に手腕を発揮したからではなからうか。一回のみの赴任者には、雲州・伯州木綿仕入の開始年と最終年の者、あるいは大坂本店から単発で派遣された者など特殊なケースが多いものの、任期一年・二年の者は、奉公人をそのまま辞めている者もいるため、買方役として能力的に不適格な者だった可能性はある。

また、任期の長い者の中には、一度買方役から外れたものの、後任が数年で退役してしまったため、代りに入っているようなパターンも見受けられる。たとえば、第4表で南善五郎は寛政十一年から享和二年まで買方役を勤め、寛政十

買方役赴任 最終年職階	国方見繕 下向年	国方見繕 下向職階	そ の 他 年 下 向 年	その他下 向職階	奉 公 最 終 職 階	再 勤 最 終 職 階
—			天明2年度、 寛政4年度	支配、退 役	支配	—
上座役					後見	—
上座役			天明7年度	役頭	組頭	—
平					平	—
平					後見	—
上座役					組頭格	—
						—
平					平	—
組頭			文化5年度	組頭退役	組頭	—
上座役					支配	—
平					役頭	—
筆頭					上座役	—
筆頭					筆頭	—
役頭			文政元年度	組頭	組頭	—
上座役	文化14年	組頭			組頭	—
平					上座役	—
平					平	—
平					組頭	—
役頭					支配	—
上座役	文政8年度	役頭			元ノ	—
筆頭					上座役	—
相談役					相談役	—
上座役					組頭	—
上座役					支配	通勤支配格
役頭	天保13年度	組頭			元方掛名代	元ノ
平					組頭	—
上座役					上座役	—
上座役	嘉永3年度	組頭			組頭格	—
筆頭					組頭	—
相談役					支配	—
						—
相談役	文久3年度	支配役			通勤支配格	後見
上座格					上座役	—

(三井文庫所蔵史料 別1201)、その他適宜「店々人数留」(三井文庫所蔵史料 本1090~1099)で  
年数+再任年数とした。

に下向した年を「年度」と記載している。

料 続1168)の記載に基づき作成。前者は役頭以上の職階を記載し、後者は京本店で上座役に昇格  
ック体はこれらの記述に基づき推測した部分。

天明年間における三井越後屋の伯州木綿仕入活動（下向井）

第5表 伯州・雲州買方役の別人赴任回数と赴任中の職階

No.	名 前	所 属	伯州赴任年数	買方役赴任年数	買方役赴任初年	買方役赴任最終年	買方役赴任初年職階
1	中西宇右衛門	京本店	2	0	—	—	—
2	井上源七	京本店	1	1	天明2年度	天明2年度	上座役
3	大石平右衛門(伊助、伊右衛門)	京本店	5	4	天明3年度	天明6年度	平
4	和田定七	京本店	4	4	天明6年度	寛政元年度	平
5	沢田文次郎	京本店	6	6	寛政元年度	寛政6年度	平
6	小椋忠七	京本店	6	6	寛政5年度	寛政10年度	平
7	中尾金助	大坂本店	1	1	寛政7年度	寛政7年度	
8	宮本忠五郎	大坂本店	1	1	寛政8年度	寛政8年度	
9	福岡清七	京本店	2	2	寛政10年度	寛政11年度	平
10	南善五郎	京本店	10	5+4	寛政9年度	文化4年度	上座格
11	長谷川久四郎	京本店	4	4	寛政13年度	享和3年度	筆頭
12	石川松次郎	京本店	2	2	享和2年度	享和3年度	平
13	大石友三郎	京本店	4	4	享和3年度	文化3年度	平
14	岩井喜太郎	京本店	5	3+2	文化4年度	文化9年度	平
15	中原勘助(市兵衛・勘兵衛)	京本店	4	3	文化5年度	文化12年度	筆頭
16	森藤五郎	京本店	3	2	文化9年度	文化10年度	上座役
17	中西政七	京本店	2	2	文化7年度	文化9年度	平
18	清水清助	京本店	2	2	文化10年度	文化11年度	平
19	百田万助	京本店	3	3	文化11年度	文化13年度	平
20	上原政次郎	京本店	5	5	文化14年度	文政4年度	平
21	中井定七	京本店	5	4	文政4年度	文政7年度	平
22	津田文七	京本店	4	4	文政7年度	文政10年度	平
23	木村万助	京本店	3	3	文政9年度	文政11年度	平
24	青木庄七	京本店	3	3	文政11年度	文政13年度	上座役
25	清水弥七	京本店	5	5	文政12年度	天保4年度	筆頭
26	矢嶋惣七(土方惣七)	京本店	9	8	天保2年度	天保9年度	平
27	浅野友三郎	京本店	3	3	天保5年度	天保7年度	平
28	森藤三郎	京本店	4	4	天保8年度	天保11年度	平
29	水谷友次郎	京本店	6	5	天保13年度	弘化3年度	平
30	伊藤嘉三郎	京本店	3	3	天保10年度	天保12年度	平
31	中川平助	京本店	4	4	天保15年度	弘化4年度	平
32	清水常三郎	京本店	2	1+1	弘化4年度	嘉永元年度	
33	井口定五郎(新七)	京本店	3	2	嘉永元年度	嘉永3年度	平
34	村上喜助	京本店	1	1	文久3年度	文久3年度	上座格
合 計			127	117			
平 均			3.7	3.5			

出所)「雲伯買方申渡之覚」(三井文庫所蔵史料 続1219)。買方役赴任職階は文政9年度まで「永代帳」補完した。

- 注) 1. 「買方役赴任回数」には国方見籍やその他下向の回数は含んでいない。再任がある場合、赴任  
 2. 職階のゴシック体は「永代帳」により補完した部分。  
 3. 買方役は年をまたいで赴任するため、「買方役赴任初年」「買方役赴任最終年」では雲州・伯州  
 4. 奉公人の最終職階は『店々役人名鑑』(三井文庫閲覧室資料)、「上座役承記」(三井文庫所蔵史料)格した者のみ記載しているため、平で退役したものや、大坂本店の手代の動向は不明。イタリ

第6表 三井越後屋における月別伯州木綿買入高

月	買数(反)	備 考
10月	2,000	冬分は上木綿出来少ない、7匁/反の織り出し多い
11月	4,000	
12月	4,000	
1月	500	
2月	6,000	
3月	6,000	
4月	4,000	
5月	1,000	
6月	1,000	
7月	500	
8月	1,000	
9月		秋仕舞真最中にて織り出しなし
合計	30,000	

出所)「尾印動要記」(三井文庫所蔵史料 本1516)。

を伯州(寛政十二年からは雲州も)で過ごしているのである。これは木綿織出の年間サイクルと関係していると思われる。第6表は年不詳だが、京本店で仕入れる伯州木綿の月別高を記載したものであり、伯州における木綿生産数と比例していると思われる。これによれば伯州木綿の仕入数は十月から翌年四月までの期間で盛んであり(一月を除く)、特に二月・三月がピークである。逆に五月以降は仕入数が少なくなり、とりわけ九月は「秋仕舞真最中ニ而織出なし」とあるように、生産が行われておらず木綿の仕入を行っていない時期になる<sup>(3)</sup>。木綿の織出が始まって、十月から十二月までは上木綿が少なく一反あたり七匁以下の安価低品質の製品が主体であった。

三年度に長谷川久四郎に引き継いで任務を終えた。長谷川久四郎も享和三年の赴任時に石川松次郎と大石友三郎を帯同して伯州に赴き、買方役を引き継いだのだが、長谷川久四郎と石川松次郎が同時に買方役を外れてしまったため、翌年の仕入には、大石友三郎とともに南善五郎も伯州に赴いている。マニュアルの熟知や仕入先との信頼関係の重要性を示しているといえよう。

(2) 年間滞在期間

次に、買方役の年間滞在期間から明らかに点のみてみたい。初代買方役井上源七が天明二年(一七八二)十月三日に出京して翌年六月九日に帰京して以来、買方役は、概ね毎年十月から十一月頃に京都を出発して現地で仕入にあたり、翌年四月から七月には京都へ帰着している(第4表)。買方役は一年の内、冬から夏(初秋)までの半年から九ヶ月

第7表 三井越後屋の職

職階			
元加元名後	判掛名代	別宅	
店限通勤支配格	支配組頭	住込み	名目役
店限組頭格	役頭上座格		平
筆頭相談役		住込み	子供
平初元三年目 初元二年目 初元初年			
角前髪丸額			

出所) 西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』(東京大学出版会、2006年、65頁第7表)。

逆に、木綿の原料となる繰綿は、「八月下旬より少々、売買始り、九月十月専取引致候、津山綿ハ備中周防辺へ重々捌候場所ニ有之候<sup>(4)</sup>」とあり、買方役が帰京したあと八月下旬より取引が始まり、九月から十月にかけて最盛期となる。京本店の買方役は繰綿の売買が最盛期であり木綿織が本格的に始まる十月頃に赴任し、現地での木綿仕入・繰綿仕入にあたるのである。なお、本稿では繰綿仕入については検討対象としない。

(3) 赴任者の職階

次に赴任者の職階をみていこう。第5表に買方役の所属、買方役の任初年と任終年、任初年の職階と任終年の職階、その他の任務で下った年とそのときの職階、彼らの最終的な職階を記載した(三井越後屋の職階については第7表参照)。

買方役に就くのは基本的に京本店に在籍する者であるが、寛政七年度の中尾金助と寛政八年度の宮本忠五郎のみ大坂本店の手代が任じられている<sup>(5)</sup>(そのときの二人体制の相方は京本店小椋忠七である)。

さて、買方役赴任時の職階についてみてみよう。第8表に人数別職階を記載した。確認できる限り、買方役三三人の内、赴任時には、平が二二人であり、平筆頭三人、上座格二人、上座役三人と続く。任務終了年の職階は、平は八人に減少し、相談役三人、筆頭四人、上座格一人、上座役一〇人、役頭三人、組頭一人という分布になっている。これは多くの者

第8表 伯州・雲州買方役の赴任前後での職階変化

	買方役赴任初年職階				買方役赴任最終年職階		
	職階	人数	割合		職階	人数	割合
名目役	組頭	0	0%	名目役	組頭	1	3%
	役頭	0	0%		役頭	3	9%
	上座役	3	9%		上座役	10	30%
	上座格	2	6%		上座格	1	3%
平	平筆頭	3	9%	平	平筆頭	4	12%
	相談役	0	0%		相談役	3	9%
	平	22	67%		平	8	24%
	不明	3	9%		不明	3	9%
	合計	33	100%		合計	33	100%

注) 1. 第5表の結果に基づき作成。  
 2. 第5表の買方役は34名だが、No.1の中西宇右衛門は買方役として派遣されていないため、この表に含めなかった。

赴任年数二～三年の者は昇進しない者が多いが、五年赴任している者は全て昇進している。逆に六年赴任しても昇進しない者など、赴任年数を重ねすぎると昇進ベースの遅い者がいる。

すなわち買方役の職階としては平で初赴任する者が大半を占め、その後昇進して相談役・筆頭止まりの者もいるが、最も多いパターンとして名目役の下級である上座役となって任務を終えることがわかる。なお、買方役となった三三人のうち、買方役終了後、最終的に上座役以上に昇った者は二五人（八〇・六％）を占めている<sup>⑦</sup>。買方役は、京本店名目役手代（役付手代）に昇進できる出世コースの一つであったことをうかがわせる。昇進の遅速の原因は、勤務年数と

が任務終了年までに昇任していることを意味している。第5表で具体的にみていくと、平から相談役に昇進したのは三人、同じく筆頭は四人、上座役は五人であり、平から役頭まで昇進した者も二人いる<sup>⑥</sup>。平のまま任務を終えたのは八人にすぎない。筆頭から上座役に昇進した者は二人、役頭に昇進したのは一人である。最初から上座格や上座役にいた者はほとんどその職階のまま任務を終えているが、赴任年数の多い南善五郎は上座格から組頭に昇進している。では、赴任年数と関連づけてみよう。第9表に赴任年数と赴任初年と最終年で職階の上昇数をまとめた。ここでの赴任年数は再任部分も含む。これによると、赴任年数二年の者は一職階昇進（以下数字十階）一人。三年の者は一階一名、二階一名。四年の者は一階一名、二階三名、三階一名、四階三名。五年の者は二階二名、四階一名、五階一名。六年の者は三階一名。八年の者は五階一名。九年の者は四階一名である。

第9表 伯州買方役の赴任年数と赴任初年と最終年の職階の差

		昇進職階						
		なし	1階級	2階級	3階級	4階級	5階級	不明
買方役赴任年数	1年	4						
	2年	5	1					1
	3年	3	1	1				
	4年	1	1	3	1	3		
	5年			2		1	1	
	6年	1			1			
	7年							
	8年						1	
	9年					1		

注) 第5表の結果に基づき作成。

「働き具合」であった。<sup>(8)</sup> 三井越後屋の手代の場合、平として働く期間は一〇年ほどである。木綿を吟味する能力に長けた者は、平の早い段階で買方役に就いて長期間仕入を行う場合もあるだろうし、逆に、仕入任務に不適な人材の場合、平のまま数回赴任してそのまま退役する場合もあっただろう。

以上のように、買方役は三井越後屋の職階の内、概ね平から上座役の段階までに経験しておくべき任務だった。<sup>(9)</sup> 後述するように、買方役は、資金出入のチェック、木綿価格・品質の見極め、現地の生産者、商人との折衝・懸け引きなどを行う職務であり、買方役を任せられる手代は、京本店の実務の中で経験を積んだ「一種の専門家」<sup>(10)</sup> であることを要求されていた。逆に、任命された手代達にしてみれば、買方役は商品仕入に関する一連の実地業務を経験できる絶好の機会であるとともに京本店幹部に昇進できる出世コースだったといえるだろう。

## 2 伯州買方役の規則

右でも述べたように、京本店から派遣される伯州買方役は、現地での木綿仕入を主な業務としていた。京本店では、伯州買方役の任務にあたって遵守すべき内容を以下の「申渡之覚」として定めていた。

〔史料五〕<sup>(11)</sup>

申渡之覚

一 御公儀様御法度之趣急度相守可申事

一 国所之捷急度相守可申事

一 綿・木綿仕入払方、逗留中雜用諸入目、并道中往來路金入用何れ茂帳面江相記追而勘定仕立可申事

一 金子遊取有之候共、他所江当座貸并取替金等一切仕間鋪事

但、如何様之筋ニ而頼來候共、口合請合等堅仕間敷事

(付懸) 一 買方相仕廻候ハ、残銀無之様可相心得候、自然残銀等多キ節ハ銀札ニ而茂持登候様懸引可致事

但、赤崎表より雲州平田其外共買方ニ参り候節、買物代相払残銀時々紙佐方江持帰可申候、仮令先方手堅キ方

ニ而も預ケ置候儀無用之事

一 上下道中筋并国方逗留中大酒喧嘩口論相嗜可申事(慎之)

一 国方逗留中博奕諸勝負一錢之儀ニ而もかたく仕間鋪事

一 於他国遊女狂ひ者不及申、茶屋等にて乱行一切仕間敷事

一 買入代口物一々遂吟味善悪急度相糺可申候、勿論市買之事ニ候得者品ニ寄不同茂可有之儀、所詮買切候上者仕方

無之候間、兎角買上ケ市札之儘にて指為登可申事

一 悪風成物買取土地ニ而売払申品茂可有之候、是等之勘定明白ニ見え候様可致事

一 私にほまち商一切仕間鋪候、万一少々ニ而も有之後日ニ相知れ候時者、私欲同前急度越度可申附候、旅宿之事ニ

候得者聊にて茂後暗き事無之様万事实躰ニ相務可申事

(貼紙) 一 「雲伯」伯州木綿買方相企候儀者、江戸大坂ニ而下直に売弘申度存念也、然者悪風物買取、又者雜用懸り物多ク

押廻、高直ニ附候而者大辻其働無之候、然者自分支配与心得、前後相考無油断打入り、儉約を守駄賃等迄茂氣を



附可申候、尤京都江之通達者定之出目に急度差出シ可申事

右之通急度相守可申者也

右被仰渡候趣一々承知奉恐、急度相守可申候、為其印形如件

史料五は、買方役就任者が就任時に印形を捺して遵守誓約する誓紙の役割も果たす、買方役の服務規則の原本であり、改定したさい見せ消ちで抹消したり付紙や貼紙が付けられ、改定の跡がわかるようになっていた。年代の記載はないが、もともと伯州買方役の規則として定められたものが、付紙や貼紙により雲州・伯州木綿の仕入規則として修正されていることから、現状の規則は雲州木綿の仕入が始まった寛政十二年（一八〇〇）以降のものである。雲州に対象範囲が加わったとき改定されたということは、この服務規則は改定を経ながら代々受け継がれたことである。付紙・貼紙部分を除外し抹消部分を復活させたものが改定以前の服務規則の原形であり、この原形が天明二年（一七八二）に井上源七がはじめて買方役に任命されたときに制定され、井上源七に手交されたのである。

最終改定後の各条項ごとの内容を整理すると次のようになる。①幕府や伯州・雲州の法令遵守（第一条・第二条）、②仕入資金の管理・使用（第三条・第四条・第五条）、③喧嘩・口論・博奕・遊女狂い・茶屋遊びの禁止（第六条・第七条・第八条）、④品物仕入・吟味の方法（第九条・第十条・第十一条・第十二条）。買方役の留意すべき点として、仕入に必要な金銭の扱いと品物の善し悪しの吟味に関する項目が多いことがわかる。以下、仕入資金の管理・使用と品物仕入・吟味の方法について詳しくみていくことにする。

（一）仕入資金の運用

まず、仕入資金についてみていく。第三条は記帳を徹底すべきことを規定する。綿・木綿の仕入に対する支払い、返

留中の雑用などへの支出は、全て帳面に記録しておき、あとで正規の勘定帳を作成する（「勘定仕立」）。史料四の買宿に誓約させた「仕法」と対応させると、「仕法」では、資金保管と記帳は買宿の担当としているので、買方役による「勘定仕立」（「仕法」では「御勘定仕立」）は、個別の仕入ごとに買宿が記帳した帳簿と現物を点検・照合して正規の勘定帳に記帳させ両者印形を据えることであろう。買方役が京本店を代表して会計監査を行う原則であったことがうかがわれる。それは買方役による買宿に対する監視であるとともに、買方役を務めた手代の手腕の評価にもつながり、その後の長期在任や昇任に直結することになっただろう。なお第三条で天明二年制定時であった往還路銀支出記帳規定が外されているのは、寛政五年より京―伯州間の往復路で支出する宿代、駕籠代など交通費・宿泊費を「路用銀」という名目で買方役に前渡しすることになったためである<sup>(12)</sup>。

第四条は持参資金全額を仕入に充当すべきことを規定する。仕入に支出されていない有休資金（「遊取」）を、現地の業者や織元に当座貸や前貸（「取替金」）をしてはならないこと、誰が頼んできたとしても引き受けたりしないことについて規定している。資金は全額、木綿仕入にあてること、リスクを伴う現地業者への仕入金貸付や前貸を厳禁していることに注目したい。これは仕入資金が木綿量に対して過剰な時期に、遊休資金を貸し付けて利潤を上げたいという買方役の衝動を抑制する規定であろう。

第五条は残銀が出た場合の処置について規定する。「付紙」に書かれた条目であり、天明二年制定時より後に追加規定されたものである。仕入のため藩内全域を回り尽くした時点で、残銀が出ることに努力するように、もし残銀が多い場合は、銀札でもいいから京本店まで持ち帰る、とする。ここでも第四条と同様に、持参した仕入資金は全額木綿購入にあててことを強調している。第五条制定時に許容されていた銀札での残銀持ち帰りがその後認められなくなっているのは、鳥取藩内のみでの流通を前提とする藩札を京本店に持ち帰っても運用できなかったためであろう。但し

書きでは買方役がはるばる雲州平田などまで仕入に行った場合でも、そのつど残銀は赤碕西紙屋佐兵衛宅まで持ち帰り、得意先がたとえ堅実で信用できる相手であっても残銀を預けてはいけな、とする。この但し書きは、むしろ第四条の前貸禁止規定の付則とみたほうがいいであろう。なお第五条から雲州での買方役の仕入活動も佐兵衛宅を拠点に行っていることがわかる。

以上のように、買方役には買宿にある仕入金金の残額確認も義務づけられていた。買宿西紙屋による仕入資金不正利用の監視は買方役の任務の一つであった。一方で、伯州に持ち込んだ仕入資金の保管を西紙屋左兵衛が行い、買方役は必要に応じてそこから仕入資金を引き出して使用することも規定されていた。買方役は単に西紙屋佐兵衛宅で仕入の指示や資金出入の差配をするだけでなく、現場に出て自ら仕入活動を行う職務だった。そのため、京本店は仕入活動と関係の無い、買方役独自の利殖や商売を禁止し、買方役に対して線綿・木綿の仕入業務に専念するよう徹底していたのである。

(2) 仕入方法と品質チェック

伯州買方役の木綿仕入活動は、買宿の任務と異なっていた。まず、仕入活動は第九条で、仕入れた品物はそれぞれ吟味し善悪をただす。市買による品質の不均質は商品を全部買い切るのでやむを得ないが、買方役の判断で選別したり値札を付けかえたりせず、買い上げ市札のまま登す、と定める。買方役は木綿市での木綿まとめ買いを主要任務として位置づけられていたことがわかる。この市買という仕入活動は重要な問題である。伯州では市が立つ条件がなかったため買宿西紙屋によって木綿集荷を行ったが、雲州では平田・松江・杵築・宍道・直江・今市・加茂・大東・三刀屋などに木綿市がたち、木綿売買がなされていたとい<sup>(13)</sup>う。むろん、西紙屋や買子、代買に同行して仕入活動を行い、代買を訪れて集荷・梱包・送荷に立ち会ったりして西紙屋佐兵衛の業務担当地区の木綿仕入も行っていたであろうが、買方役は西

紙屋の集荷圏外にある木綿仕入を主要任務の一つにしていたのである。寛政十二年以降、雲州平田の西台屋彦兵衛を買宿に指定して雲州木綿の仕入を開始する<sup>(13)</sup>。それ以降の買方役の活動内容は西紙屋と西台屋の集荷圏外からの仕入活動も含んでいたと思われる。第三条からは、先述の通り繰綿仕入も任務としてしていることがわかる。

一方で、買方役の規則には生産者に繰綿を渡し木綿を織らせて製品を回収する業務規定はない。買方役も買宿や買子に同行して生産者を訪れているであろうが、直接木綿生産の編成を主管していたのは買宿だったといえよう。

また、前章でもふれたように、買方役と西紙屋は三都では売物にならない低級品の鳥取藩内での売却も行っていた。第一〇条で、品質の悪い物を買取り、現地で売払った場合、代金勘定をはっきりさせる。第一条で、私的に内密の収入を得る商売（「ほまち商い」）は禁止する。万一わずかでも不正販売を行い、後日露見した場合は私欲の行為として処分する。出先のことなので少しも後ろめたいことがないように万事真面目にとめること、と定める。低級品の現地売却を行った場合、その売上金も帳簿に記録し、三井越後屋の収益としていたのである。これは上州など他地域の仕入活動でも同様であるが、買方役による私的商売を禁止し、手代が利益を得ないように規定しているのである。京本店の仕入活動という本業を疎かにしないための心構えでもあろう。

さらに買方役は低価格品の仕入を徹底されていた。第一二条で、雲州・伯州の木綿仕入は江戸・大坂での低価格販売のためであり、低品質商品の仕入や、雑用諸経費が高み単価を上げる働きをしてはならない。自分が差配していることをよく心得て油断無く任務に打込み、儉約し駄賃等の出費にも気をつけよ。京都への連絡は規定の額面を超過した場合（「仕入金不足が生じた場合」）に急いで行うこと、と規定する。伯州木綿仕入の長所は品質に比して低価格な点であり、京本店が低価格での仕入、雑費増加の抑止を定めるのは当然であった。

### 3 買方役育成プログラム

先述のように、買方役は商品の品質や価格を見極める高い能力が要求される職務であった。京本店の幹部は、買方役の派遣にあたり、手代達の目利き能力を重視し、能力向上を模索していた。

#### 〔史料六〕<sup>(15)</sup>

（前略）

一京本店ハ諸代物買方目利是第一之勤ニ候、然ニ直打役承り而より直打仕習候様ニ而者本目利ニ難成、右難成ニ付而者買方役所割人備旁甚指支不工面之事共在之候、依而初元過平手代ニ成候ハ、夫より已上諸役人迄直打稽古為致度候、右仕方者三月より五月迄日永故、其折柄警者練秩父上処・下処止メ中隅之処拾足、壺番より拾番迄仮り札付、此元直(四百匁)ツ舟、此拾足夫々ニ直打を入、凡(四百匁)ツ舟、ニ入して、其直打書銘々卷紙ニ認、支配役へ差出させ、銘々直打目利之器(匁)了見改、其器了ニ応引上立身申付方可在之、右直打器了晴ヶ間敷常々存候時者、外事ニ心不入、家業之道筋心掛厚ク可成道利と存候

（後略）

これは寛政十年（一七九八）に向崎吉郎兵衛（京本店再勤、寛政十年段階で元締）が商売上の注意事項や必要事項を記した史料の一部である。ここで吉郎兵衛は買方役に対する不安を吐露し、次のような育成プログラムを提案していた。すなわち、京本店は代呂物買方の品質鑑定（目利）が第一の任務である。「直打役」（品質鑑定・値段交渉をする役）に就いてから「直打」を習うようでは真に値段の評価をできるようにならず、そうなると買方役を派遣するにあたり人

員選定に支障をきたすことになる。そこで、初元から昇進したばかりの平手代から諸役人（支配より下の手代）まで全員に直打の稽古をさせたい（職階は第7表参照）。具体的には三月から五月までの日の長い時期に、たとえば「練秩父」の「上」から「下」の等級の中からランダムに一〇疋抜き出して「一番」から「十番」の仮札をつける。元値合計を四〇〇目とし、一〇疋それぞれ値段を付け、合計値が概ね四〇〇目になるように計算させ、結果を各自巻紙に書いて支配役へ提出する。支配役はそれぞれの品質鑑定・価格設定能力を判定し、能力に応じて取り立て、立身を命じる、というものである。

仕入店である京本店では、高品質低価格の商品を適切に仕入れることが何より重要で、品物値段の目利き能力は必要不可欠な技術であった。とりわけ現地へ派遣して仕入を行う買方役にとって目利き能力は無くしてはならない技術とみなされていたことがわかる。この訓練が実施されたのかは定かでないが、元締役向崎吉郎兵衛がこのような訓練の必要性を認識していたということは、買方役として派遣できる人材に苦労する局面があったこと、手代全員が必ずしも目利きに長けていたわけではないことを示唆している。京本店が買方役に求めている何より重要な素質とは、品質と価格を正確に見極め、より低価格での仕入をすることができる能力だったのである。

- (1) (11) 「雲伯買方申渡之覚」(三井文庫所蔵史料 統一二一九)。
- (2) 「名代云送帳」寛政五年十一月四日条、寛政六年十一月十四日条(三井文庫所蔵史料 別一七六二)。
- (3) (4) 「尾印勤要記」(三井文庫所蔵史料 本一五一六)。
- (5) この時期、大坂本店は廉価木綿の直仕入を目指しており、その一環として伯州木綿の直仕入を試みていたと思われる。たとえば「永書」(三井文庫所蔵史料 本一三〇)の寛政七年五月二十九日条に「家城藤吉、大坂店木綿一件ニ付今夜船

- 罷下候事」とあるように大坂本店で「木綿一件」という問題が発生し、京本店と大坂本店が共に対応していたことがうかがわれる。さらに、同八月六日条に「大坂本店支配役河田作兵衛・役頭新井彦兵衛、木綿方示合ニ付今朝上京候事」、同十月七日条に「大坂本店木綿類直打役為手伝組頭退役緒川喜平次、今夜船罷下候事」など、京本店の手代が直打の技術指導のために大坂本店を訪れ、大坂本店の支配役らが京本店に相談に来るなど京本店と大坂本店が何らかの事態に協力して対応している様子もうかがわれる。この「木綿一件」をめぐる問題は今後研究を進める必要がある。この大坂本店の動きは京本店も把握しており、伯州買方役の二名枠の一名分を大坂本店の手代にあてたものと思われる。また、「伯州買方控」〔三井文庫所蔵史料 別一七二二〕には、寛政九年（一七九七）・享和二年（一八〇二）・文化二年（一八〇五）から文化五年（一八〇八）の雲州・伯州木綿仕入高を記載した記事がある。この中で寛政九年段階のみ大坂本店の仕入高九七二反が記載されており、実際この時期に大坂本店で直仕入をしていたことが確認できる（その他の年は京本店の仕入高のみ。この雲伯木綿買入高は賀川前掲書四〇九頁の第三一八二表でもまとめられている）。現地での仕入活動時期と、実際に店に商品が届く時期には時差が生じるため、寛政九年の仕入高は中尾金助か宮本忠五郎の仕入活動によって送られた木綿と思われる。直仕入を確認できるのは寛政九年のみであり、結局大坂本店が単独で伯州木綿を直仕入することはなかった。京本店の仕入と競合すること、大坂本店独自の商品直仕入ノウハウを蓄積できなかったことなどが理由であろう。
- (6) ただし、その内の上原政次郎は赴任年数五年で五階級昇進していることになる。毎年昇進したとしても最大四階級昇進であるため、政次郎に関しては開始時点が平でなく相談役か筆頭であった可能性は高い。
- (7) 寛政十二年（一八〇〇）〜文政二年（一八一九）の期間に京本店で元服した者一三七名のうち、上座役まで昇格したのは五二名（三七％）、文政三年（一八二〇）〜天保十年（一八三九）に元服した一一一名のうち、上座役まで昇格したのは五二名（四六％）であったという（西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』東京大学出版会、二〇〇六年、一一二頁第一一表）。単純な比較はできないとはいえ、買方役経験者の上座役昇格率は比較的高いといえる。
- (8) 『三井事業史』本篇第一巻、一五二頁。奉公人の昇進年齢、昇進比率などについては前掲西坂書一〇五〜一二三頁で詳述されている。

(9) 京本店の市川忠三郎は、平々相談役の段階で上州の絹織物を仕入れる上州買方役に就いているという(西坂靖「京本店元ノ市川忠三郎奉公履歴」『三井文庫論叢』三九、二〇〇五年、一五八〜一六〇頁)。上州買方役でも、初下りが平、最終年度が上座役という手代が多い。ただ、上州買方役の場合、役頭や組頭など上位職階で任務に就いている者が伯州雲州買方役に比して多い(「旅買物式目」三井文庫所蔵史料 本八九四)。

(10) 西坂氏は「平手代後期になると、特定の部署に位置づけられ、営業を實際に担う存在となっていく」こと、この段階の忠三郎は「田舎反物の買い付けに熟知した一種の専門家として働いていた」ことを指摘している(前掲西坂論文二六〇頁)。

(12) 「永代帳」(三井文庫所蔵史料 別一二〇一)。この史料は京本店で作成されたもので、太儀料・路用銀・褒美銀といった、手代に対する臨時支出を記録したものである。

(13) (14) 『三井事業史』本篇第一巻、四二八頁。

(15) 「向崎玄甫商盛衰旧記」(三井文庫所蔵史料 追一五九三)。

#### 四 伯州木綿領外移出ルートの掌握―西紙屋の間屋改役就任―

京本店が伯州木綿仕入を拡大するにしたがい、在地問屋による木綿集荷への介入や、仕入金送金の遅滞など、様々な問題に直面する。京本店・買方役・買宿は相互に連携して事態に対応・解決しながら仕入体制を築いていく。本章と次章では、伯州の在地問屋層が京本店の木綿仕入に介入を試みる際の對抗策、木綿仕入金の現地調達方法の模索という二つの事柄を通して伯州木綿仕入活動をめぐって発生した様々な課題とその解決方法を明らかにしていく。そして、買方役が伯州木綿仕入活動に果たした役割、買宿との関係において果たした役割について考えてみたい。



## 1 在地問屋層の問屋役出願

京本店による伯州での木綿仕入が活発になると、在地有力問屋層は、伯州木綿の商品価値と三井越後屋による大量仕入に着目し、三井越後屋の木綿仕入活動への関与を試みるようになる。以下、京本店の業務日誌の一つである「会所諸用留」<sup>(1)</sup>収録の記事を中心に、鳥取藩・在地有力問屋層の動きと京本店・買宿佐兵衛の対応を追っていきこう。

京本店の仕入開始から四年経った天明七年（一七八七）春、赤碕米問屋三軒が綿木綿出入改役の設置と自分たちへの任命を藩へ願ひ出た。それは、自分たち三軒が、赤碕に集荷され積み出される綿・木綿取引のチェックを請け負い、見返りとして綿・木綿商人から取引木綿<sup>(2)</sup>一丸につき二匁五分、綿一本につき二匁の改役銭を徴収し、運上銀を藩へ上納する、というものであった（「当春、彼地赤碕御米問屋三軒有之、此銘々申合綿木面出入改役致度よし殿様江願上、少々之御運上相立右産物之商売人より木綿壹丸ニ凡式匁五分、綿壹本ニ付式匁と改役銭取致候様相願候」）。この動きを知った西紙屋佐兵衛は、直ちにこの事態を京本店に通報し、対応を要請した。

## 2 京本店の対応

京本店は天明七年段階で毎年木綿三万反を仕入れていたという（「年分ニ三万反程ツ、買方出来申候」）。そのため、京本店は、この大量仕入状況で綿木綿改（流通チェック）が開始されたら、毎年二貫目の改役銭を支出することになり、京都に向けて発送する荷物をいちいち赤碕米問屋にチェックされるのはきわめて煩雑であるとの状況認識を示した<sup>(3)</sup>（「其上日々指為登候荷物一々右問屋より改請候事故大ひ成ル面倒有之」）。京本店では、赤碕米問屋の行動について、赤碕米問屋が京本店の大量仕入に着目したものであり、京本店以外の仲買の集荷・移出量は微々たるもので、綿木綿改に格別に異議を申し立てることはないはずであり、綿木綿改は京本店をターゲットに改役銭の徴収をねらっていることは

明白、と分析している（「元来右御米問屋より申出候義、近年手前大數買方仕候故存付候儀ニ有之、畢竟外中買ハ少々之儀ニ而格別（勘カ）カウ立候者無之、此方目当テニ有之」）。京本店の伯州木綿仕入のメリットは廉価な点であり、京本店として仕入に余計な手間とコストはかけたくなかった。そこで京本店は、赤碕米問屋への対抗として、綿木綿改そのものを中止させることはできない現状を認識したうえで、運上銀を固定額三〇〇目とし、綿・木綿だけでなく紅花も品質検査品目に加えて、西紙屋佐兵衛に自ら改役として出願させた（「紙屋佐兵衛殿より冥加銀として年分ニ三百目御運上指上」）。そして前年まで買方役に就いていた大石平右衛門にこの京本店の対応方針を託して伯州へ派遣し、西紙屋佐兵衛とともに事態の対応にあたらせた。対象品目に紅花を加え、年間定額運上にしたのは、藩が有利とみて佐兵衛を改役に抜擢することを見越しているからであろう。運上銀定額化は改役銀目的の煩雑な検査を回避するために三井越後屋にとって不可欠な要件であった。

### 3 西紙屋佐兵衛の改役出願と承認

京本店の基本方針、平右衛門・佐兵衛の協議の結果に基づき、三月、佐兵衛は藩役人へ願書を提出した。

#### 〔史料七〕<sup>(4)</sup>

乍恐奉願上口上之覚

一私儀近年木綿并綿等商仕申上候、右ニ付恐多義ニハ奉存候得とも、此度諸色問屋役、私江被仰付被為遣候ハ、難有仕合奉存候、尤右御運上之儀は、年内式百目私請負ニ被仰付可被為下、何とそ願之通御聞届被為仰付被為遣候様ニ、偏ニ奉願上候、以上

天明七年  
未三月  
赤崎  
西紙屋  
佐兵衛

高田源之右衛門様

史料七は佐兵衛が藩役人の高田源之右衛門に出した願書である。佐兵衛は、自らの綿・木綿・紅花商売の実績を踏まえて「諸色問屋役」への任命と、運上銀請負額毎年二〇〇目を要請した。ここで佐兵衛は「諸色問屋役」という名称を使っているが、赤碕米問屋らが申請した「改役」と同義のものである。しかし、「木綿并綿等」の表現でわかるように、佐兵衛は対象品目を赤碕米問屋が申請した綿・木綿だけでなく、紅花も加えた三品としていた（「紅花之儀も此度願之内江籠メ候而相願候故、則左兵衛殿役義者綿木綿紅花右三品之改役に被仰付候」）。

佐兵衛の願書を受理した藩側では、評定の結果、藩内綿作・木綿織業の振興にとっても有益との理由で、六月、佐兵衛を「改役」に任命した（「御評定御下夕之為ニ茂宜道利ニ而、則佐兵衛殿江被仰付候儀有之候」）。申請から任命までの間に佐兵衛が使った経費は一貫二〇〇目余であり、すべて京本店が手配した（「右一件ニ付、此度諸入用銀壹貫貳百目余御座候処、御店より御差出被下」）。

このように、佐兵衛は赤碕に集荷される木綿のチェック役（「改役」）に就いた。佐兵衛は実質的に、赤碕における綿・木綿・紅花の領外移出の認可権を藩から委ねられたことになる。これは、天明年間段階において、京本店が赤碕に集荷される伯州木綿の領外移出の独占権を藩の承認のもとで獲得したことを意味するものであったといえよう。

〔史料八〕<sup>6)</sup>

覚

一私儀近年京都三井買入之綿并木綿・紅花世話仕遣候、右ニ付運送船宿之儀奉願上候処被仰付、難有仕合御請申上候、然上者右三井より会釈銀之内、為御冥加年内三百目宛、毎年御上納可仕候、尤買入相増候は、追々請増可奉願上候、為後日一札差上置申上候、以上

天明七年

未六月 日

八橋郡赤崎浦

西紙屋

佐兵衛

御船手

上納御役所様

史料八は、佐兵衛が六月に「綿木綿紅花右三品之改役」に任命されたとき、御船手<sup>7)</sup>上納御役所に提出した誓約書である。赤碕は港町でもあったため、赤碕から京本店に出荷する木綿・紅花にかかる運上銀（冥加銀）の納入先は、他国との物資の移出入を管轄する御船手御役所だったのである。佐兵衛は願書で運上二〇〇目で請け負うと申請したが、冥加三〇〇目で裁許されたようである。京本店もはじめから三〇〇目で手を打とうとしていたのであるから、京本店とすれば納得できる納入額であるといえよう。佐兵衛は「改役」を願書では「諸色問屋役」と書き、今回の御船手上納役所宛て誓書では「運送船宿」と書いている。国産品の領外移出を冥加を納めて特許された者を「運送船宿」というのである。佐兵衛からみれば、「改役」も「諸色問屋役」も「運送船宿」も同一実体であり、藩の申請窓口によって名称を使い分けているのである。史料八によると、冥加銀毎年三〇〇目は京本店から佐兵衛に渡される「会釈銀」（京本店が佐兵衛を通して藩に支払う挨拶料）のなかから冥加銀として毎年三〇〇目ずつ上納すること、年間約三万反の仕入量

が今後さらに増大すれば冥加も増額すると約束している。これは口銭とは別に西紙屋に支払われているものである。

#### 4 「願之趣意」にみる三井越後屋の姿勢

藩側は米問屋と佐兵衛の双方の申請を比較検討し、佐兵衛側の「願之趣意」に軍配を上げた（「手前願方趣意宜旨御聞届被下、則当六月落着被仰付候」）。

京本店が佐兵衛に提出させた願書の「願之趣意」とは次のようなものだった。

##### 〔史料九〕

（前略）左兵衛殿より願之趣意と申者、此方江被為仰付候ハ、三井方買物之世話料申請候内、為御運上前ニ書記候通指上、永々手前買物は迄之通無恙買方出来候得者重畳之儀ニ有之、右役儀蒙仰候共、外商売人之改役銭等申請候所存毛頭無之（後略）

すなわち、藩側に対しては、京本店より受け取る「世話料」（前掲史料八の「会積銀」）から定額運上銀上納を約束し、京本店側に対しては、従来通り在地問屋らの妨害も受けない安定的な木綿仕入を継続する。また、佐兵衛が「改役」になっても京本店以外の商人から改役銭を徴収しない。

この願之趣意は京本店・佐兵衛から内々に藩に要請した約定であり（「右之様子ハ御内分を以申上候儀ニ有之」）、佐兵衛が正式に提出した願書にはこれらの内容は反映されていない。佐兵衛は、文面上「綿・木綿・紅花改役」を申請し認可されたのであり（「表向願者只一ト通右産物之改役と相願候事故」）、他商人から改役銭を徴収しうる立場となった

のである。佐兵衛が「欲心」を出して他商人からも改役銭を徴収することがあれば、京本店の信用を失い、妨害を受けかねない（「及後々自然左兵衛殿欲心出テ外商人之改役銭とられ候様相成候而者外商人方江此方之思話ク甚不宜上、同様之妨出来候様相成候様も可有之与存」）。このように判断した京本店は、佐兵衛に京本店以外の商人の荷物チェックはしないという誓約書を提出させた（「左兵衛殿より為念請負札取之置申候」）。京本店では、伯州木綿の領外移出を巡り、赤崎周辺で仕入・販売を行っている木綿仲買との対立・衝突を警戒したのである。

## 5 佐兵衛の誓約書

綿・木綿・紅花三品改役に任じられた佐兵衛は京本店重役に対して改役請負の一紙を提出した。

### [史料10]<sup>(8)</sup>

#### 御請一札之事

一此度当国従御殿様綿木綿并紅花荷物改役私江被仰付候儀、全近年御店買宿仕候故之儀与奉存候、尤右支配役之儀者元来当所御米問屋三軒有之、右之銘々存付願出候儀ニ而、願之通右銘々江被仰付候時ハ、年分余程之口銭出銀相立、其上日々指為登候荷物改請候事故、甚面倒成儀に御座候、因茲右一件ニ付、大石平右衛門殿御下向被下万端御相談を以、手前より年分為冥加銀三百目運上指上、右役儀相勤度段願上候之処、御役人中様格別之御憐愍を以、則右役儀私江被為仰付、偏御店御蔭故与難有仕合奉存候

一右一件ニ付、此度諸人用銀壹貫貳百目余御座候処、御店より御差出被下、扱又年々三百目之運上、是迎も御店御用向相勤候内者、永々御店より御指出被下候様平右衛門殿被仰聞御厚恩之程難有子孫ニ至迄忘却仕間鋪候、然上

ハ御店御用向猶々太切ニ相心得出情可仕候

一右役儀私へ蒙仰を候様、御店より御世話被成下候趣意者、御店御買物は迄之通無難ニ御買得被成、外へ口銭等相立不申様并已来外々より彼是不申出様被成度而已之思召を以、右出銀等御店より御指出被下候儀、然者当所中買中右産物売買之口銭、聊ニ而茂私方へ申請間鋪旨、平右衛門殿より被仰渡御尤之御儀承知仕候、御店御用向相勤候内、一切外商人右産物之改口銭申請間敷候、為後日請負并右御礼証文仍如件

天明七年未六月

伯州赤崎  
紙屋佐兵衛（印）

京

三井本店

横江善三郎殿

橋井利兵衛殿

河野市兵衛殿

添書

一右一件ニ付、已来御殿様・御役人中様又者当所掛ヶ合之筋御座候共、諸事御店之御下知ヲ請可申候、自分了簡を以取斗仕間敷候、為其奥書如件

この請書では冒頭に改役任命の顛末がまとめられており、二つめの廉書以降で京本店・平右衛門と佐兵衛とのやりとりと、佐兵衛の誓約内容がわかる。まず、平右衛門は佐兵衛に、今回の一件で生じた諸入用銀一貫二〇〇目余は京本店が補填すること、毎年三〇〇目の運上も京本店の買宿を勤めているうちは京本店から支出することを伝えた。佐兵衛はこれに謝意を示した上で、京本店の買宿任務を大切に心得て励むことを約束した（以上第二条）。

また、京本店の運上銀支出は、木綿仕入を従来通り行うための措置であり、佐兵衛が三井以外の商人から口銭を取ることで、外商人からの苦情を回避するものだった。平右衛門は佐兵衛に、伯州の仲買から木綿売買の口銭を徴収しないよう要請し、佐兵衛も京本店の買宿を勤める限り、三井以外の商人から一切口銭を取らないと約束した（以上第三条）。そして佐兵衛は、以降この一件で鳥取藩当局や藩役人、伯州の商人から苦情が出た場合、全て京本店の指示を待つようにし、自らの裁量で対処しないことを約束した（以上添書）。

改役になった佐兵衛に対して、京本店は今回の支出銀一貫二〇〇目と、毎年三〇〇目の運上銀を支払うことを約束する代わりに、三井との取引関係が継続する限りにおいて、三井以外の商人からの口銭徴収権を破棄させたのである。そして、以降三井木綿仕入の改役に関する責任の所在は買宿側でなく京本店が持つこととなったのである。

以上のように、天明七年に赤碕の在地問屋層が行った歎願に対して、京本店では、佐兵衛を赤碕米問屋の希望していた役職と同等の改役に就かせることで問屋層の歎願を排除し、第三者による木綿のチェックや運上銀徴収の回避に成功したのである。

ところで、西紙屋佐兵衛の改役任命について、『鳥取県史』では「同（天明―筆者註）七年さきに上方三井本店の伯州木綿買宿となっていた八橋郡赤崎宿西紙屋佐兵衛が、藩から木綿為登問屋格を許されて運上銀三〇〇目を年々上納するとしている」とし、佐兵衛の改役への任命を「木綿の上方市場への販路開拓に伴う運上銀賦課であった」と藩の殖産商工政策の一環として評価している。<sup>10</sup>三井越後屋の史料からこの一件を見てみると、佐兵衛の改役任命は、在地問屋の介入を阻止する三井越後屋の活動であり、赤碕から領外移出される伯州木綿の独占権獲得の布石だったと評価できるだろう。



- (1) 「会所諸用留」（三井文庫所蔵史料 本七六四）。本章では、特記のない限り同史料所収記事を用いている。
- (2) 木綿梱包の単位。船荷として「三丸付 一駄」、陸荷として「四丸付 一駄」などの記述がある（『尾印勤要記』三井文庫所蔵史料 本一五一六）。一丸あたりの木綿反数は輸送手段や地域で基準は異なるだろうが、例えば、後述のように三万反の木綿にかかる改役銭（一丸につき二匁五分）が銀二貫目としていことから考えると、一丸〇三七〇〇三八反程度のケースもあったと思われる。
- (3) なお、京本店の赤碕からの木綿積登せルートは①大廻し（赤碕から船で境まで出る。西回り航路を利用して船で大坂へ向かう）、②岡山廻し（赤碕から陸路で作州勝山まで出る。勝山から旭川を船で下り岡山へ出る。さらに船で大坂へ向かう）、③因州廻し（赤碕から陸路で鳥取に向い、鳥取から因幡街道を下り姫路へ出る。姫路から船で大坂へ向かう）、の三つであった。大坂まで運んだ荷物は大坂で蔵入れし、その後京や江戸へ廻漕していたであろう（『尾印勤要記』三井文庫所蔵史料 本一五一六）。輸送ルートについては、前掲賀川書（四二一～四二二頁）でもふれられている。
- (4) 前掲田中史料紹介三〇八頁、史料三〇。なお、同一史料は『新鳥取県史』（資料編、近世Ⅰ東伯耆、二〇一二年、七二―三頁、史料2）にも収録されている。
- (5) 高田源之右衛門は藩役人と思われる。具体的な役職や経歴などは現時点では不明。
- (6) 前掲田中史料紹介三〇八頁、史料三一。これも同一史料が前掲『新鳥取県史』（七三三頁、史料3）に収録されている。
- (7) 御船手は「船舶や海岸を含む浦々のこと、さらに海路による他国との物資の移出入のことなどを管掌する役所の長」であった。また、御船手配下の役人の職掌は多様であり、中には勘定所の所管に入る津役・運上の取立て等も司ることもあったという（『鳥取県史』第三卷近世・政治、第二章第一節「鳥取池田家の成立と初期藩政」山中寿夫執筆担当、一九七九年、一二九頁）。
- (8) 『西紙屋佐兵衛請負并礼証文』（三井文庫所蔵史料 本一四八九―二一三）。「会所諸用留」（三井文庫所蔵史料 本七六四）にも若干の差異はあるが同一記事あり。
- (9) 天明七年段階で、横江善三郎・橋井利兵衛・河野市兵衛はいずれも京本店支配である。

(10) 前掲『鳥取県史』(第三卷、第三章第四節「藩政の動揺」山中寿夫執筆担当、四二二頁)。

## 五 木綿仕入金の現地調達―鳥取藩為替取組一件―

天明七年(一七八七)、京本店は鳥取藩の国元から大坂への為替送金を請け負う<sup>(1)</sup>。この為替送金は伯州木綿の仕入資金の調達方法に直接関係する重要な問題であった。以下、この為替取組の実施にいたる過程について、買方役の果たした役割なども含めて具体的にみていく。

### 1 為替取組実施の背景

京本店の木綿仕入金は、史料四にあるように、元来京本店から買方役が佐兵衛方へ持参するなどの形で送金し、仕入活動中は佐兵衛方で預かっておく形態をとっていた。しかし、伯州で仕入活動を行う上で、この形での仕入金確保はいくつかの問題を含んでいた。

#### 〔史料一<sup>(2)</sup>〕

一 近年前ニ認候通買方出来候ニ付、綿木綿買金年分ニ凡三仙<sup>(金)</sup>両、扱また紅花調候時者右之外仙<sup>(金)</sup>両、又者式仙<sup>(金)</sup>両など茂指下来候、然るニ右飛脚屋江相渡候時者、因州鳥取本三度飛脚を以、赤崎まで者三度無之ゆへ別仕立飛脚を以相届ケ候故、年分ニ者右駄ちん銀七八百目位相懸申候、併駄賃之儀ハ畢竟格別之義ニて茂無之候へ共、右買金用々ニ指下候事故、冬分杯道中大雪等之節ハ往来留候事茂有之、買かた手支候儀折々有之、扱また綿并紅花等者相場

物之儀故、買回之味合ニ而過急ニ買金入用之節等、彼地辺鄙之事ゆへ下々ニ者かたまり候為替等ハ一向無之、旁以不自由成所故、殿様より外ニ手前買金を為替取組候様成ル方無之候

（後略）

史料一は鳥取為替取組の顛末をまとめた記事の一部である。ここから為替取組を請け負った経緯がわかる。そもそも、伯州での仕入活動では綿・木綿の仕入資金として毎年三〇〇〇両、紅花調達にはさらに一〇〇〇〜二〇〇〇両を京本店から送っていた。そしてこれは飛脚屋へ依頼して送金しており、鳥取までは定期便（「二度飛脚」）が出ているが、鳥取から赤碕までは別仕立ての飛脚を用意して送金する必要があった。京本店にとって年間駄賃銀七〜八〇〇目はいした額ではなかったが、買金を必要に応じて送付しているので、冬季は道中大雪で通行止めとなり仕入資金が払底してしまうこともあった。また、綿や紅花は相場の変動が激しく、仕入に最適の相場とみて手持ちの資金以上の資金を投入して買い増ししようとしても、赤碕は「辺鄙」な場所ゆえ、現地に「為替取組」に対応できる商人などなく、仕入活動に必要な為替取組を行えるのは鳥取藩だけであった。京本店からの現金送付形式は、現地での追加仕入金調達や緊急の木綿仕入に対応できなかったのである。

京本店では天明七年に西紙屋佐兵衛を改役に推挙し、赤碕における伯州木綿の集荷・領外移出独占を鳥取藩公認のもとで実現した。同時に仕入資金の現銀送金方式を改め、鳥取藩の国元から大坂蔵屋敷への送金の為替取組を請け負うことで、現地での仕入金確保への転換をはかったのである。

## 2 為替取組に向けた現地での情報収集

鳥取藩の為替取組に向けて現地で活動したのは、前章で改役就任問題への対応で現地に赴任していた大石平右衛門であった。まず、平右衛門は、藩にたいして為替送金請負を打診した。

### 〔史料一二〕

(前略) かねて殿様為御替之儀心懸候処、彼地倉吉と申所鳥飼吉三郎と申仁有之、此人鳥取表御勘定所御役人衆中ニ能手筋有之由承り候故、何卒殿様為御替之儀内意聞被呉候様平右衛門相頼候ニ付、則聞合セ被呉候所、於当地手形指出シ先江御銀札又ハ正金銀ニ而も入用之節請取候而、扱手形大坂御蔵屋鋪江廻り次第、大坂店表より代り金相納候仕方ニ願候事故、御聞濟甚六ヶしく事ニ候へ共、手前御家名之事故表向ニ而取引之仕方微細ニ願候ハ、出来不申義茂有之間敷よしニ有之(後略)

史料一二は史料一一の続きである。平右衛門は、前々から鳥取藩大坂蔵屋敷への為替送金に関心をもっており、為替取組について藩と交渉しようとしていた。平右衛門は藩の御札場がある倉吉の鳥飼吉三郎<sup>(3)</sup>という人物が藩の勘定所役人と懇意にしていると知り、吉三郎に、鳥取藩の為替取組を請け負えないか内意を確かめてくれるよう依頼した。その内容は、伯州で京本店発行の手形を藩の御札場に提出し、銀札か正金銀を受け取る(受け取った資金をもって木綿仕入を行う)。藩は手形を大坂御蔵屋敷へ廻送して大坂本店に持参する。大坂本店は手形と引き替えに代金を上納する、という方法であった。吉三郎が勘定所役人に問い合わせたところ、すぐに聞き届けることは難しいが三井越後屋のネームバリューがあるから取引方法を事細かに提案してくれば願い出も聞き届けると回答してきた。

ここで平右衛門は、直接藩当局と接触するのではなく、まずは藩とパイプのある地元住民を介していることに注目したい。吉三郎への協力要請は、平右衛門のこれまでの仕入活動のなかで築き上げてきた人的交流を活かした活動であるといえよう。

### 3 為替取組に向けた歎願活動

吉三郎のもたらした藩の意向に基づき、京本店と平右衛門は大坂本店や佐兵衛と協力して、上記のような為替取組計画を作成し出願する。以下、歎願活動の経緯は適宜史料を引用しているが、これらは全て史料一二に続く部分である。

平右衛門はまず、天明七年五月、佐兵衛に赤碓村庄屋新兵衛と連名で鳥取藩八橋郡の在方役人である佐伯四郎右衛門<sup>4</sup>に対して為替取組の歎願を提出させた<sup>5</sup>。この願書提出を受けて、藩側は大坂御蔵屋敷役人中の納得する内容にして大坂本店から出願するよう指示した（「願書於国方指上候所、猶また大坂御蔵屋敷役人中御吞込御座候様、大坂店表より願出申様との事ニ有之」）。そのため、益前に、大坂本店組頭の古森幸右衛門<sup>6</sup>と平右衛門の二名が鳥取藩大坂留守居下役の長藤治郎兵衛のもとに出頭し為替取組を出願した（「書付を以、大坂御留守居御下役長藤治郎兵衛様と申御方江、大坂店組頭古森幸右衛門・当店大石平右衛門、右兩人当益前ニ罷出相願候」）。このとき、留守居下役からは国元に為替取組について要望するとの回答を得た（「何分御国元江懸合可申との義ニ御座候」）。

その後、大坂御蔵屋敷に呼び出された平右衛門は、為替取組の出願を許可するとの回答を得<sup>7</sup>、三井越後屋発行の手形であることを証明する印鑑証明を提出するとともに、大坂本店から為替実務の請け負いに来よう指示された（「然る所此度大坂御蔵屋敷より平右衛門御召被遊候ニ付、早速下坂罷出候所、益而願之通聞届ケ候へ者、慥成印鑑指出并大坂店願之者請負ニ罷出候様右長藤治郎兵衛様より被仰聞候」）。これを受けて、七月、大坂本店支配の西川武右衛門・奥田

吉太郎<sup>(8)</sup>は藩蔵屋敷の役人宛に為替取組の方法を記載した歎願書を提出した<sup>(9)</sup>。このとき、京本店「金方」<sup>(10)</sup>の所有する高房印鑑を二枚と上京中の西紙屋佐兵衛の印鑑二枚の合計四枚(一セット)用意して提出した(「則相談之上、京金方ニ有之候高房之印鑑并紙屋左兵衛殿折節上京致被居候故、佐兵衛殿印鑑とも一緒式枚と都合四枚指上」)。一セットは蔵屋敷で、もう一セットは国元(藩)側で保管しておくよう説明すると、蔵屋敷役人は三井越後屋の為替業務に信頼を深めこの契約に安堵した(「老枚ツ、ハ御国元江御指下置被下候様申上候処、至極御請宜御安堵之由」)。そして、鳥取藩大坂蔵屋敷の最高責任者である大坂留守居と御目付立ち会いの上で、大坂蔵屋敷役所において藩の正式事業として三井越後屋京本店・大坂本店による為替取組が正式に認可されたのであった(「則御留主居様・御目付様御立会之上、御蔵屋鋪於御役所願之通御聞届ケ被下候由被仰渡候」)。

為替取組では、京本店金方から高房印鑑をおして為替取組の印鑑証明を発行し、大坂本店から誓約書を提出している。高房印の持つ意味などは別途考えなければならないが、為替手形の発行主体は京本店であり、為替手形の換金主体は大坂本店であった。大坂本店の支出に対しては伯州から大坂本店への木綿送付と、京本店から大坂本店へ送付する伯州木綿以外の商品で相殺したものと思われる。

#### 4 史料にみえる為替取組の方法

鳥取藩の許可を得た大坂本店は、同年九月、為替取組実施の誓約書を大坂蔵屋敷へ提出した。

一近年京都同店手代共之内、御国表江年々罷下赤崎村西紙屋佐兵衛ニ止宿仕、木綿類買入仕、右調金入用之節御国表倉吉御銀札場江手形差上、御銀札ニ而時々相場を以て替御取組被為渡被下、右代り金当地御蔵屋鋪江手形相廻り、参着限り当店表私共より右手形引替ニ代り金上納仕度段、御願奉申上候処、御聞濟被成下難有奉存候、仍之為替手形印鑑壹紙、此度御蔵屋鋪表江差上申候得者、已来右印鑑を以御国表江罷下候手代并西紙屋左兵衛、両印を以御願奉申上候間、右印鑑証拠ニ御取組被遊可被下候、為後証一札仍而如件

天明七年未九月

高麗橋壹町目

三井八郎右衛門店

奥田吉太郎

判

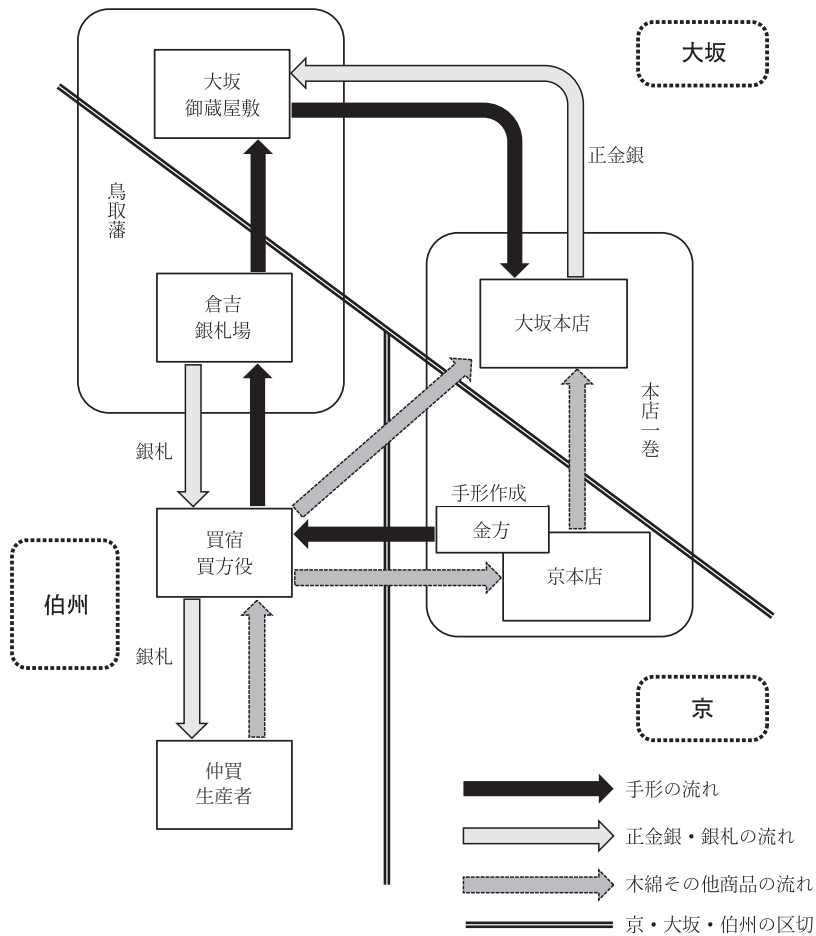
船見徳右衛門 判

因州御蔵屋鋪

御役人中様

史料一三は、大坂本店の「支配」奥田吉太郎・船見徳右衛門から鳥取藩大坂蔵屋敷の役人宛の誓約書である。この内容と第3図から、正式決定した為替取組のプロセスを追ってみると次のようになる。①京本店金方で高房印鑑を押しした手形を買方役（手代）が持参して伯州に向向する。買方役が持参した手形にはさらに買方役・西紙屋佐兵衛両名の印を捺す。②買方役が必要とする木綿類仕入資金は、伯州表の倉吉御銀札場へ手形を提出し、印鑑照合を経たうえで、時々銀札相場で銀札に引き替えて調達する。③藩御札場が引き受けた手形は藩によって国元から大坂御蔵屋敷へ廻送され、参着分の手形に限って大坂本店にて印鑑照合をして手形と引き替えに代金を上納する。たとえ倉吉銀札場に手形があり、手形の発行枚数を帳簿上把握できていたとしても、大坂での現金渡しは手形現物との交換が原則だったのである。

こうして、三井越後屋では、京本店金方で高房印を押しした手形を発行し、伯州の銀札場へ手形を持ち込んで銀札と交



第3図 伯州での木綿仕入金確保のしくみ

換することで伯州木綿の仕入金金を調達することができようになった。

為替手形の換金は場合によって鳥取城下でも行われていた。鳥取城下に為替取組に出向くのは買宿の佐兵衛か佐兵衛の親族である善兵衛のどちらかであること、仕入金を持ち帰ってきた場合、買方役が金額を確認することが決められていた。<sup>(1)</sup>鳥取での仕入金入手は佐兵衛ら買宿側の職掌だったことがわかる。鳥取城下から赤碕まで銀札運ぶ際には、鳥取藩の御勘定所から「殿様御絵符」を借用し、御用



として通行できた（「鳥取より赤崎迄之間道中筋甚不用心成所故、御勘定所より殿様御絵符拝借いたし、御用ニ而罷通申候」）。赤崎に到着するまでの銀札輸送は藩の保障のもとで行われていたのである。

ところで、毎年の為替送金請負額（＝仕入資金額）や、現地での手形提出のタイミングについては、年不詳だが次のような史料がある。

〔史料一四〕<sup>(13)</sup>

一御国元ニ而木綿買金御為替御願申上候金高凡之所左ニ申上候

例年十月中頃より御国江罷下りニ付

冬季 十一月指入頃 金千両

春季 正月之末頃 金千両

二月指入 金千両

三月中頃 金千両

右之通冬春ニ而大辻三千両斗之所例年御願申上候、尤其年柄ニより木面出来之様子ニ而御為替金多少も御座候

伯州国元で引き替える為替手形は約三〇〇〇両分用意し、現地での手形引替は、冬季の十一月、春季の正月末～二月と三月中旬の三期に約一〇〇〇両ずつ実施していた。史料一でも仕入金三〇〇〇両としているように、京本店が当初想定していた為替取組金額は毎年金三〇〇〇両程度だったのである。鳥取藩側にとっても毎年約三〇〇〇両を大坂で確保できるのであり、為替取組は少なからず大坂蔵屋敷入用金確保の役割を果たしていたであろう。しかし、毎年の木綿

生産量や品質によって金額が増減するということは、手形引替額は鳥取藩の希望額ではなく、京本店の伯州木綿仕入に必要な金額が基準になっていたことを意味する。鳥取藩の為替送金を請け負いながらも、手形発行・金額確定・現地の引替時期に関する主導権は京本店側にあったのである。

## 5 手形作成・交換における京本店・買方役の内規

為替手形作成にあたり、印鑑・手形の責任の所在や手形の額面の設定方法についても新たに規定が設けられた。

### 〔史料一五〕

一右為替手形於国元買金入用之節、時々相認候得者自由宜候得とも、太切之印形彼地江指下置候儀も難致、仍之手形京都より認下、彼地おゐて佐兵衛殿加判被致指上候様相定申候、併右之通仕方ニ而者金子下シ駄ちん不入斗之事ニ而、買物工面合之足束ニ相成不申、仍之買かた役下り之節手形数持下可申候

嘗者、冬中ニ綿木綿買金入用、凡仙五百両之積ニ候ハ、三百両ツ、乃手形五通ニいたし持下、於彼地当用入用丈ヶ取組可申候、扱又右手形大切之印形致有之候事故、鹿末ニ相成候而者相成不申、買方役者大切ニ預り置、勿論右手形数并金高金方帳面ニ得与扣置勘定可致事

但、為替手形認方并右手形下シ方等之儀金方ニ委記ス

天明七年  
未九月

史料一五は史料一三に続く形で記載されていた記事である。これによると、為替手形は仕入資金を必要とするときに

その都度現地で作成できると便利が良いが、大切な印形を伯州へ持ち出すのは難しかった。そのため、手形は京本店で作成して、伯州で佐兵衛の加判を取って御札場へ提出することに決まった。しかしその都度京都から手形を送っていたのでは正金銀を送金する駄賃がかからないだけで、仕入金銀の即時調達に即応できない。そこで買方役が出立するとき一度に何枚もの手形を持参させる方法を採用した。たとえば、冬季の綿・木綿仕入資金一五〇〇両の場合、三〇〇両の手形を五枚作って持参し、当面の仕入に必要な額を即時に御札場で現金化して支払いにあてる。現地での手形管理は買方役の責任で行うこととし、手形を現地で大切に保管して勘定帳に記載し、京本店でも手形の枚数・額面を「金方帳面」に記載しておく、買方役の帰京時に「勘定仕合」（会計監査）を行う<sup>15</sup>。

右のような「金方」での手形作成は、現地で勝手に手形を濫発し無計画な仕入や不要な商売をおこなわせないために工夫でもあったろう。また、為替手形には正金銀送金費用の節減効果があるだけでなく、仕入予定総額を細分した額面の複数手形を京本店から持参することによって、その都度の仕入における銀札調達を容易にしていたといえよう。

こうして天明七年（一七八七）九月に、京本店と鳥取藩との間で為替取組の契約が成立し、京本店「金方」で手形が用意されたのであった。同年十月十三日に京を出立した和田定七は正金銀ではなく手形を持参して伯州に下向し、同年冬から手形で現地調達した藩札による木綿仕入を開始したのである。

鳥取藩との為替取組の契約が締結され、手形による資金調達・仕入を開始するにあたり、手形の取扱いに関して買方役の心得も定められた。この心得は年月日未詳ながら、はじめて手形を持参する買方役和田定七に与えたものであろう。

〔史料一六〕<sup>15</sup>

（前略）

一 殿様御為替取組候得者、彼地呉服屋其外鳥取三度為替等一切無用之事

一 春氣ニ至買金相調為替手形申為上候ハ、買方目録仕上ケ候節残り銀札無少一盃ニ參候様取組可申事

但、為替手形認下国着いたし候ハ、左兵衛殿預ケ置勿論左兵衛殿請取書一紙指為上可申候、偕又木面買方相  
濟候手形余り候ハ、買方役罷登り候節持登り金方へ相渡し可申候、随分大切ニ可致事

まず、一条目で、鳥取藩との為替取組による仕入金確保を徹底し、鳥取藩内木綿仲買の大坂送金や大坂木綿問屋の鳥取送金を利用した為替取組（「呉服屋（中略）為替」、京―鳥取間の定期便（三度飛脚）を利用した為替送金（「三度為替」）を禁止した。京本店は、為替取組を鳥取藩に限定し、買方役持参の手形を用いた為替取組に一本化する原則を徹底しようとしたのである。

二条目では、冬の仕入で持参手形が払底し、春季の仕入資金不足により手形の追加発行を要請する場合、仕入締め段階（Ⅱ「買方目録」作成時点）で銀札を使い切るよう指示している。但書では、買方役が為替手形を持参して西紙屋佐兵衛宅に到着したら、手形は佐兵衛から預り証を取ったうえで佐兵衛に保管するように定める。仕入締め時点で手形が残った場合、佐兵衛に預けず買方役が持参して帰京し、「金方」に返却するよう徹底されたのである。

このように、京本店は、仕入金確保を為替手形発行による藩の銀札場での両替に一本化し、買方役に対して手形管理徹底を指示した。しかし、第1表でみたように、寛政八年（一七九六）段階の伯州木綿仕入額はすでに銀二六一貫目余もあった。史料一四のように一年間の為替取組額が金三〇〇〇両（一両につき銀札六六<sup>16</sup>匁換算で銀札一九八貫目）だった場合、寛政年間には増加する京本店の木綿仕入に対応できなくなっていたのである。そのため、京本店は、鳥取藩内商人の登せ金などの為替取組も請け負うようになる。西紙屋の史料には天保十六年（弘化二年「一八四五」）発行の淀

江商人米屋庄右衛門との為替手形（金三〇〇兩<sup>(17)</sup>）や、安政三年（一八五六）発行の赤碕商人橋屋栄蔵との為替手形（金一〇兩<sup>(18)</sup>）も残っている。これらも、藩との為替取組同様、差出は西紙屋と買方役の連名、宛所は大坂本店であった。さらに、文政年間には鳥取の大山本坊から近江大津の坂本御殿への送金について為替取組を行っていることもわかっている<sup>(19)</sup>。京本店は、遅くとも文政年間段階には鳥取藩のみという為替取組原則を崩していた。そして、藩内で為替手形発行による仕入金確保を広範に展開していったのである。

## 6 為替手形のひな形からみる為替取組

ここで発行された為替手形の雛形が西紙屋の史料の中に残っている。

### 〔史料一七〕<sup>(20)</sup>

請取申上候為替金之事

合金何程也

右者松平相模守様御用金、大坂江御差為登被為成候ニ付、当地倉吉於御銀札座為御替取組、書面之金高慥請取申上候所実正也、此代り金於大坂手形参着限、右御屋鋪御役人中様より、此手形を以請取可被遊候条、無遅滞御納可被成候、為後日為替手形仍而如件

（行間挿入文）  
〔尤別紙添状指上置申候、此旨御心得可被成候〕

京三井八郎右衛門代  
大石平右衛門 判  
伯州赤崎貫宿  
紙屋佐兵衛 判

年号月日

大坂高麗橋壹町目

三井八郎右衛門殿店

西川武右衛門殿

奥田吉太郎殿

船見徳右衛門殿

史料一七は為替手形の様式に則って作成された雛形である。為替手形の作成者は京本店金方であるが、差出は京本店手代（天明七年まで買方役）の大石平右衛門と買宿西紙屋佐兵衛、宛所は大坂本店の支配・組頭であり、買宿・買方役から大坂本店に対して代金納入を依頼する形式の文面になっている。手形自体には木綿仕入資金として藩札を受領していることを記していない。手形は西紙屋と買方役から大坂本店へ直接届けられたのではなく、西紙屋・買方役↓鳥取藩倉吉御札場↓鳥取藩大坂蔵屋敷↓大坂本店と巡り、その過程で、西紙屋・買方役は御札場からこの手形と引き替えに額面の銀札を受け取り、大坂蔵屋敷は大坂本店から額面の正金を受け取る形式であった。為替取組の方法は先述通りであると確認できる。

このように、京本店は鳥取藩の国元から大坂蔵屋敷への送金を請け負うことで伯州木綿仕入金の現地調達に成功した。その結果、先述したように伯州木綿の仕入金送金にかかる手間とコストの省力化を達成し、速やかな資金確保を可能としたのである。一方、鳥取藩は為替送金により大坂蔵屋敷での入用金を確保し、京本店の木綿仕入を利用して国産木綿を京・大坂・江戸という巨大市場に売りさばくことができた。鳥取藩の送金を利用した為替手形による仕入金確保は、

鳥取藩と三井越後屋との利害の一致によって成立したのである。

ところで、三井両替店一卷が元禄四年（一六九一）に大坂御金蔵御為替御用を引き受けた際、三井は幕府へ金八四〇〇両分の家質を担保として提出している。これはしだいに増加し、元禄九年（一六九六）末には金三万七〇〇両分にもなったという。<sup>(2)</sup>このように、為替送金を引き受ける場合、家質などの担保を提出するものであった。鳥取藩との為替取組においても三井越後屋から鳥取藩へ何らかの担保を提出したと考えられるが、現時点では担保などの詳細については確認できておらず、今後の課題としたい。

(1) この事実自体はすでに触れられているが、その経緯や仕入資金との関連性までは明らかになっていない（『三井事業史』本篇第一巻、一九八〇年、四二九頁）。

(2) (5) (9) 「会所諸用留」（三井文庫所蔵史料 本七六四）。本章でも、特記のない限り同史料所収記事を用いている。

(3) 地元商人か在方役人と思われるが詳細は不明。

(4) 後述する大坂本店の歎願書に「右手形、当地御蔵屋鋪參着限、当店表札共より手形引替ニ代り金上納仕度段、於御国表ニ八橋郡佐伯四郎右衛門殿御取次を以、彼地御屋敷江御願申上置候」とある。佐伯四郎右衛門という人物は明和段階で鳥取藩の宗旨庄屋に就いている（『鳥取藩政資料目録』。宗旨庄屋とは鳥取藩の在方役人で、元来、宗旨改帳の作成と郡奉行への提出を職掌としていたが、後に大庄屋の職務代行など権限が拡張され、大庄屋とともに郡村の重役に位置づけられていたという（前掲『鳥取県史』第三巻、第二章第四節「貢租制度と農民支配」手嶋義之・浜崎洋三執筆担当、二二八～二三〇頁）。

(6) 古森幸右衛門は天明七年段階で大坂本店組頭に就いている。

(7) 「永書」（三井文庫所蔵史料 本二二八）でも「大石平右衛門、因州御屋敷為替之儀ニ付今夕大坂表へ罷下候事」（天明

七年九月十一日条)、「大石平右衛門、大坂表用向相済、今朝帰京いたし候事」(同十五日条)とあり、天明八年九月中旬に、大坂の鳥取藩御蔵屋敷において為替取組の協議が行われ、大石平右衛門が出頭していることが確認できる。なお、同年六月十八日に和田定七とともに京本店に帰着した平右衛門は、六月二十三日に、為替掛合のために鳥取藩の大坂蔵屋敷に出頭しており、六月段階から交渉を繰り返していたこともわかる(『名代云送聴書』三井文庫所蔵史料 別一七七八〇)。

(8) 西川武右衛門・奥田吉太郎ともに天明七年段階で大坂本店支配に就いている。

(10) 京本店の一部署で、仕入の代金支払いや職人への内渡金の支払いなどを担当する。本件のような仕入業務に関する手形の発行、代金の引き替えも行っていると思われる。

(11) 「尾印勤要記」(三井文庫所蔵史料 本一五一六)。

(12) (15) 「買方役心得之事」(『尾印勤要記』三井文庫所蔵史料 本一五一六)。

(13) 「木綿買金御為替高々覚」(三井文庫所蔵史料 本一四七四一〇)。

(14) 為替手形の書式と手形の現地への持参の仕方については、「金方」の規則類で規定していると思われるが、現時点で京本店金方の記録からは、この一件の記事を見つげるに至っていない。今後の課題としたい。

(16) 年不詳だが、伯州木綿仕入関係の記録に伯州銀札相場の例が載っており、一両につき正銀六〇目の場合「百両之銀札カメカシ」<sup>(六貫六百目)</sup>としている(『尾印勤要記』三井文庫所蔵史料 本一五一六)。本稿ではこの比率を採用した。

(17) 前掲田中史料紹介三〇四頁、史料二六。

(18) 前掲田中史料紹介三〇四頁、史料二七。

(19) 賀川前掲書四一三頁。

(20) 前掲田中史料紹介三〇三頁、史料二五。

(21) 『三井事業史』本篇第一巻、四一頁。



おわりに

本稿では、三井越後屋京本店が新たに仕入活動を開始した木綿生産地で、どのような仕入体制を整備していったのかに注目しつつ、天明年間における伯州木綿仕入の具体像を明らかにした。

京本店の伯州木綿仕入（後に雲州木綿も加わり雲伯木綿仕入となる）は天明二年頃の木綿相場高騰を契機に開始し、京本店木綿仕入量の三割から五割をしめる主要商品だった。

伯州木綿の仕入は現地で任命した買宿と、京本店から派遣した買方役にあたらせた。伯州木綿の買宿には紅花仕入などで三井越後屋と関係の深かった伯州赤碕の西紙屋佐兵衛を任命した。買宿の任務は、京本店から送る仕入資金の管理や買方役の世話と木綿仕入であった。買宿は、領内仲買から木綿を仕入れるとともに、木綿生産者へ繰綿を提供して木綿を織らせて回収し、集荷した木綿を京本店へ送ることを主要任務としていた。

京本店から派遣する買方役の職階や任務は、従来重視されてこなかったが、買方役は二人一組で伯州へ下向して任務にあたる役職だった。彼らは毎年木綿織の始まる十月末頃を下向し、木綿織の生産量が減る七月頃まで現地で活動していた。買方役に任命された手代は、資金出入りのチェックなどによる買宿の監視を主要任務とし、一方で買宿の活動圏外にある木綿市での木綿仕入も行っていた。伯州買方役は、平手代・上座役クラスの手代が現地に赴き、現地での商品仕入の一切を経験できる任務であった。

天明七年、赤碕米問屋が木綿改役を申請し、三井越後屋の木綿集荷・積出への介入を図った。京本店は、買方役経験者大石平右衛門を派遣して西紙屋とともに対応させた。京本店は、在地問屋の申請に対して、西紙屋を改役に就かせて

在地米問屋の思惑を頓挫させるとともに、赤碕に集荷され移出される木綿集荷権を実質的に独占した。さらに、木綿仕入金の確保方法も見直しを図り、それまで京本店から現金送付していた仕入金を、鳥取藩の国元から大坂藩屋敷への送金を請け負うことで現地で確保しようともくろんだ。鳥取藩は大坂への現金送付の手間を省力化できると同時に、三井越後屋を介した三都での伯州木綿販売を推進でき、京本店も仕入資金送付にかかるコストと手間を省力化できる方式であった。三井越後屋と鳥取藩との利害の一致により、為替取組は成立したといえよう。

以上のように、京本店は、①買宿の任命による木綿仕入の現地委託、②京本店からの買方役派遣による買宿監視、③買宿を介した仕入地における集荷・移出の独占、④藩の大坂為替送金を請け負うことによる現地での仕入金安定的確保によって、伯州木綿の新規直仕入体制を構築したのである。

この後、伯州木綿仕入をめぐる、京本店では様々な問題に直面する。寛政年間には買宿による預け銀の使い込みが発覚し、買方役による買宿監視が正常に機能していなかったことが露呈する。また、文政年間には鳥取藩の流通統制策実施により京本店の木綿仕入も禁止となり、京本店が雲州木綿仕入に比重を移す契機となる。これらの概要ははじめに述べたように、『三井事業史』や賀川氏の研究成果でも触れられているが、それぞれの問題が噴出した際の三井越後屋の対応、買宿規則・買方役規則の改正など、具体像を明らかにする余地が残っている。これらの点については別稿において改めて検討したい。